

令和7年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和7年12月9日(火)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(12名)

1番 中 村 勘太郎 君
2番 長 岡 千恵子 君
3番 川 崎 直 文 君
5番 清 水 紀 人 君
6番 金 元 直 栄 君
7番 森 山 充 君
8番 清 水 憲 一 君
9番 滝 波 登喜男 君
11番 上 田 誠 君
12番 松 川 正 樹 君
13番 楠 圭 介 君
14番 酒 井 圭 治 君

4 欠席議員(2名)

4番 朝 井 征一郎 君
10番 斎 藤 則 男 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河 合 永 充 君
副 町 長 和 田 真 生 君

教 育 長	竹 内 康 高 君
消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 長	多 田 和 憲 君
契 約 管 財 課 長	朝 日 清 智 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
財 政 課 長	原 武 史 君
総 合 政 策 課 長	江 守 直 美 君
会 計 課 長	吉 田 正 幸 君
住 民 税 務 課 長	池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課 長	高 嶋 晃 君
子 育 て 支 援 課 長	清 水 智 昭 君
農 林 課 長	島 田 通 正 君
商 工 觀 光 課 長	寺 岡 孝 純 君
建 設 課 長	竹 澤 隆 一 君
えい 住 支 援 課 長	長 瀬 武 英 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
地 域 づ く り 応 援 課 長	鈴 木 克 幸 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	源 野 陽 一 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	波 多 野 清 志 君
書 記	清 水 和 仁 君

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

(午前 9時00分 開議)

～開会宣告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できることを心から熱くお礼申し上げます。なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきましようよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、7番森山議員の質問を許します。

7番、森山議員。

○7番（森山 充君） おはようございます。

大分、寒くなりまして、大分温かいものでもおいしくなってきたなというところで、なかなか、生活習慣病の私には誘惑の多い季節となりつつあるわけですけれども、ちょっと若い頃から、健康診断ではねられましてもう20年以上、通院生活という生活を続けているわけですけれども、そういったところで医療機関、非常に興味深いところもあるので、今日の質問になるのですけれども、若い頃は、大きい病院、県立病院に行っていたのですけれども、ある日、もう森山さんは診られない、病院を移ってもらいますということで言われたのが、町内のある医院に移ることになったのですが、それは、なんで先生診られないのかと聞いたら、あなたは経過観察しているから、もうここで診る必要はないというふうにちょっと軽めのほうで言われたというような話ですかね、そういったところで町内の医療機関に付き合いが始まったのが大分昔になるのですけれども、そういうたいきさつがあります。

今日は、そういうところで少し、町内の医療機関についてお尋ねしたいと思ひます。

1点目ですけれども、まず総論ですけれども、町内の医療介護現場の環境についてお尋ねしたいと思います。

町内では、大規模医療機関として、福井大学病院がありますけれども、町民が気軽に利用できる小規模医療機関とか、介護施設についての情報というのは、非常に乏しい現状にあると、昔から、この地に住んでいる方ならあそこか、あそこかって分かるかもしれませんけれども、私みたいによそから来たものにとっては、どこがあるのかなというのは分からん状況、そういったところで情報に乏しい状況がありまして、そういったところを切り口にすると、医療環境の充実というのは、非常に交流人口の拡大等にも有用であると考るわけですけれども、そういったところで今回は、町内医療介護現場の現状等とともに抱える課題とその課題の解決に向けて、考える方向性と今後の展望、それを伺いたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この医療について、今、議員おっしゃったとおり、大きい病院、急性期、そこの手術とかを経て、次回復する病床がある病院、回復期、それで診療所慢性期のそういった病院もすみ分けがされております。

今、例えば福井大学医学部へ初診で行きますと、大体、7千幾らぐらい初診料を取る、これは、やっぱりそういった病院は慢性期の病院でということで、今、そういう流れになっています。

永平寺町では、やっぱり生活していく上で、身近に診療所があること、気軽に慢性期の病院があることが住民の皆さん的安全にもつながるというふうに思っております。そういった中で、今、この在宅訪問診療所をつくりましたのは、永平寺町、ひとりがやっぱり物すごく少ない町でした。

あと、在宅訪問で、これも福井市氏とか堺市に近いエリアは、割かし福井市のお医者さんが来ていただける、ただ、奥越のほうに近づいていきますと、なかなか行ってくれる病院が少なくなってくる、これ、お医者さんの法律で半径16キロ圏内は、在宅訪問で行くようにということで、市町の境を超えてそういうふうな活動もできるという中で、やっぱり永平寺町には、当時、行く行く在宅訪問とかこういったことがなかなかできない、そういった病院をつくりたくてもなかなかお医者さんがいなくて、今つくれないというのが、日本の中である中で、永平寺町は、福井大学医学部と一緒に在宅訪問診療所を、指定管理を受けていただいて進めました。

これ実は、永平寺町特有はところが、先ほど申しました大学病院は急性期の病

院、介護とか慢性期には、実は、携われない病院ですが、永平寺町にある病院ということと、もう一つ、日本で今、過疎が進んでいて、先生がいなくなってくる、その研修医をこの在宅訪問でいろいろ先生も経験を積みながら、また全国へいろいろなところで活躍いただこうという、そういういろいろな条件が重なりまして、永平寺町で在宅訪問診療所ができるようになりました。

あわせて当時、町内の診療所の皆さんも、お医者さんの皆さんも在宅がなかなかちょっと手いっぱいになってきているというのもあって、よくお話をしながら、どちらかが主治医、どちらかが副主治医、連携を取りながら、お互いいいろいろやっていこうということで進めました。

それと併せて月曜日から金曜日までの午前中は外来も受けよう、これ御陵地区に実は診療所、大きい病院はあるのですけど診療所がなかったということもありまして、そこで午前中だけ月曜日から金曜日受付を、これ最初、なかなかできなかつたのですけど、コロナ禍のときにワクチンを打つ場所が必要とか、いろいろある中で、この診療所は物すごく活躍をしていただきまして、そこで一気に地元の皆さんにも近所にこういう病院があるというのが知れ渡ってきました。

今ちょっとこの病院については、なかなかCMを流すことができない、宣伝をすることができないというのもありますので、そういう口コミとか、いろいろな教室でやっていただくというような形です。

これも今、ずっと数年やってきて、今ようやく数年前から軌道に乗り出しまして、今、黒字、また赤字のいいラインで、赤字といいますか、サービスの医療、診療報酬が上がるなどといった中ではいろいろありますけど、安定的な経営もできていますし、当初、目標にしていた在宅看護、これも今も行えるようになってきておりますので、引き続き、一つの介護とかそういった核としてこの診療所をしっかり機能させていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まず、小規模医療機関へ関して情報が乏しいということがございましたが、そういうことはないというように考えております。

なぜかといいますと、医療や介護サービスが必要になる場合は、ある日、突然に起こるものでございます、その時々に必要な情報を正確に取得するということは、医療とか介護従事者以外の方においては、難しいのかなというように思っています。

そのようなときは、これまでも福祉保健課とか地域包括支援センターに相談を

していただいております。

小規模医療機関や介護施設についての情報を提供し、必要なサービス、制度の理由につなげているところでございます。

小規模医療機関については、14か所ございます、一般診療所は8か所、歯科診療所は6か所でございます、訪問看護ステーションは4か所ございます、介護サービス事業所は全部で23事業所ございます。

課題についてですけれども、小規模医療機関については、医師の高齢化等に伴う医師不足が、今後ですけれども、起こり得る可能性があるかなというふうに考えております。また、介護施設については、人材確保が課題かなと思っています。

国や県においても、介護従事者とか処遇改善、ITや介護ロボットによる業務の効率化、介護報酬の引上げとか、物価高騰支援など様々な対策を行っているところでございます。

町においても、定期的に介護事業者と意見交換を行って、必要な支援を行っています。また、高齢者の方が元気に住み慣れた地域で自分らしい人生が送れるよう、健康づくりやフレイル予防に今後、注力していきたいと考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございます。

今数字紹介していただきましたけども、例えば、病気の子供ですかね、そういった者を診るような小児科医というのがいないというような話も聞いたことがあるのですが、そこら辺不足している、眼科とかも多分ないかなと思いますけれども、そこら辺の欠けているところについては、どんな考えがあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そこは、福井市さんとも近いとこがありますので、そういう専門の医院はなかなか、まず身近に結構、民間の診療所もたくさんありますので、といったところで紹介状を書いていたき、専門的なお医者さんは永平寺町内にはないですけど、といったとこに行ってもらって、あと、今、子供たちの病気について、これお医者さんではないんですけど、4月から病児保育が永平寺町内でも始まりますので、といった点でいろいろいろいろなところと連携できていければなというふうに思います。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございます。

専門、特殊なものについては、町外にちょっと頼ることもあるかもしれませんというか、もう頼らざるを得んという状況かなと、そうすると、なかなか私みたいに町の堺の福井市寄りに住んでいる者にとっては、そんなに難しい話じゃないかなと思いますけど、かなり、勝山寄りの人は、大変なのかなと思いますね。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ただ、高齢者の方とかいろいろちょっと移動に不自由な方のために介護タクシーとか、そういう制度もありますので、いろいろな形で専門的なお医者さんにかかるていただけるような環境は、これからも考えていきたいなと思います。

ただ、本当に地元にも永平寺町でも、本当にお医者様の数は今、この中でも永平寺町は、本当に充実しているなと思っていますし、福井市の隣、堺市の隣、大きい市の隣にもありますので、そういう専門のところもありますので、そういったところご活用いただけたらなと思います。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございます。

そういうところ、かなり労力を使ってすることになるのかなと思いますけど、例えば、コロナの遺産というとおかしいですけど、残したものとして、遠隔医療みたいなものも話題になったりしたところであるのですが、そこら辺の話は、なかなか町としては進めていこうという考え方はないのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず遠隔医療、永平寺町は自動運転をしている町で、実は、通信の技術で、いろいろこの町でできないかとかありました。

ただいま、5Gですと、遠隔での手術ですかといったのは、なかなかまだタイムラグがあるということ、通信の安定性がどうかというのもあります。

一方で、これが進んでいけば、またそういう技術的な遠隔ができると思いますし併せて、今、ただ、訪問診療の中で直接行くパターンと、今度、タブレットとかといったのも使いながら情報の共有をしていくとか、そういうデジタルを使った技術というのは、やっぱりこれからも進んでくると思いますし、やっぱり、在宅訪問診療所を、指定管理を受けていただいているのが、福井大学医学部ですので、そういう先進的な取組は、どこよりも早く情報が入ってくる組織もあると思っていますので、またそういう点でいろいろな形で、これは、実証という形がいいのかどうか分かりませんが、そこは取り組んで、これから人

手不足も進みますし、一つの過疎地のモデルにもなる可能性がありますので、しっかりとそこは、お話をていきたいなというふうに思います。

○7番（森山 充君） 今、何か取り組んでいたりあったら。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 遠隔医療については、診療所の先生とか看護師さんの先生とも少しお話はさせていただいております。

その中で、遠隔医療の受ける側ですけれども、そちらのほうの少し体制といいますか、機材をそろえるなど、そこでうまく機器を操作できて、つなぐことができるのであるのかという少しそういった課題があって、少し研究しているといいますか、そういうことを前に進んでいないのですけれども、何らかの対応をしないといけないなということで、いろいろ研究はしているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございます。

問題意識は持ってやっているだけですが、なかなか進んでいるかといわれるところ、進んでいないという話と解釈しました。

恐らく、デジタル化というと拒否反応を示す方も当然いらっしゃる、この場にもいるかなとは思いますが、そこら辺、少し慣れていくながらというのが多分、一番近道なのかなと思ったりもするのですが、その辺、慣らしていくような、皆さんに慣れていただくような取組みたいなやつが、もしかしたら必要なでないかなと考えた次第ですが、どうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） これ何度か議会のほうでもお話をさせていただいたと思いますけど、今、学校の小中学校のタブレットが更新を迎えます、そのタブレットを有効に利活用できないかということを今、ほかの市町と一緒に今、研究をして、いろんな交付金を申請して国の支援をいただきながらできないかということを職員同士が今、集まりながらやろうとしております。

そこでは、やっぱり例えれば、高齢者、スマートフォンがあまり得意でないとか、持っていないとか、そういう方にそれを貸出ししまして、安否核にであったり、脳トレであったり、いろいろなそういう行政とのつながり、関係団体とのつながりとか、そういうものが今、できないかというのと、あと、地域と行政、関係団体、例えば、地域防災計画との連携であったり、そういういろいろな安否確認とか消防とのつながりとか、そういうこともできないかということを今、研究

しておりますので、なかなか一つの町でというとなかなかコストもかかってきますが、トータルみんなでやるということは、やっぱり大事かなと思いますので、こういったものは、また永平寺町としても、今まで積極的に行っておりますが、近隣市町にも積極的に呼びかけて一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ゆっくりした歩みではあるが、続けていくという話かなと理解しました。

先ほど、問題点の中で、お医者さんの高齢化、後継者がいないというようなお話、小規模の医療機関ではあるという話で、私が行っている医院もお医者さん1人しかいませんので、じゃあ、あの先生、年いってできなくなったらどうなるのかなって、私どうなるのかなと心配ではあるところですが、その辺の人材の確保のところで何かこれといったものがあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、永平寺町内には一般診療所は8か所、8診療所ございます。

これは、一つの実際の中では、少ない町ではなしに充実していると思います。

さらに今、今回質問いただいている在宅訪問診療所が介護の位置づけでお医者さんが機能する、在宅でも家に来ていただける病院をできているということで、永平寺町は充実をしているほうかなともいうふうに今、思っておりますので、引き続き、この体制をどういうふうに維持していくか、もちろん、今、議員おっしゃるとおり、次の後継者がいない診療所はやっぱりなくなってしまうというのもやっぱり心配な材料ですので、そういうことも、これからいろいろ考えながら、そうなった場合は、この永平寺町の在宅訪問診療所がどうカバーできるかとか、またより皆さんで連携が取れるかとか、そういうことをやっぱりしっかりやっていきたいなというふうに思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 一般診療所の基準ですけれども、全国の平均、あくまでも平均、基準値でなくて、平均値ですが、10万人当たり78施設という平均値があります。

これを永平寺町で換算しますと、13.4施設でございます。

今、全部で14施設ございますので、平均値よりは上回っていると、全国とし

ては、平均値よりは下回っている市町はたくさんございます。

それには、先ほど、町長が言いましたが、大学病院も含まれていませんし、診療所も含まれていないということで、今、現時点では比較的充実しているかなと思っているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございます。認識としては、平均並みにはあるから、今以上はあるというところで、なかなか、特別なことはっていう話かなと解釈しました。

病院って結構、さっきも言いましたけど、高齢人口の拡大とともに、もちろん、病院とか気にして引っ越してくる人もいるし、もしかすると、付添いで引っ越してくるっていう方も、もしかしたらいるかもしれないですけれども、そういうところで大学病院、多分、永平寺町の一番中核的な施設でもあるし、目玉みたいな感じになっていると思いますが、例えば、昔ちょっとと言われていた医療ツーリズムとか、そういう話に結びつけたりするという話はないでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 副町長。

○副町長（和田真生君） 医療ツーリズムといいますと、よく県立病院なんかですと、陽子線をわざわざ中国とか、外国人の方が、こちらのほうに陽子線とか特別な医療について受けられる、それとともに、例えば、福井へ来るとすると、永平寺のご本山とか例えばそれに私が聞いたところによると、ゴルフトアーなんかもくつつけて、そういうツアーツつけて来られるっていうのも聞いたことはございます。

ただ、今、永平寺町におきましては、やはり福井大学の医学部がございますので、そういう特別な医療というものが招く、何かありましたら、そういうものもあるかもしれません、現在、医療ツーリズムということで考えているものではございません。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ツーリズムではないんですけど、福井大学医学部病院は県内でもいろんな機器、またいろいろな先進的な医療が受けられますので、いろんな方が福井大学医学部に治療を受けられて、その家族の方がお世話をするのに福井のほうに来られて、聞いたところによると、医学部の前のスーパーとか、あそこらが、そういう方々のニーズが物すごく多くて、助かっているとか、いろいろなそういうお話を聞いておりますが、町とか多分、福井大学医学部もこういった

旅行プランをつくってとかいうのは、そういうことはないと思っています。

ただ、純粹に医療を受けられた方がどういうふうに家族の方が、永平寺町でもそうですが、近隣で滞在をしていく中でしていただけるということはあるというふうに認識しております。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございます。今のところ遠い話なのかなと解釈しました。

医療の話、非常に人も惹きつけるような話もありますし、そういったところで、今のところは、平均は満たしているという話ですが、気にかけてやっていっていただきたいなと考えております。

特に特殊なというか、欠けている診療科については、私も病気の何かデパートみたいな感じですので、眼科にも通っているわけですが、そういったところで、町外の病院に行くのかっていうのもあるので、昔は線路の脇に眼科という看板だけ見たことがあります、中身はもうやってなかつたということもございまして、なかなか、こういうことかと理解した次第です。

次の質問に移ります。

その延長線ですが、町立診療所の運営についてお尋ねしたいと思います。

ここ現状ですね、今、外来も受け付けるようになったというお話をあったのですが、医療機関、なかなか全国的に見ると赤字経営が続いているということもある中で、この診療所は、赤字は何とか免れていると、そういった状況にあるかという話は聞いておりますけれども、そこら辺、運営の現状と係る課題ですね、といったところと課題解決に向けた方向性について伺いたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、運営についてお答えさせていただきます。

午前中は、普通のお医者さんと同じ外来診療を行っています、午後は、訪問診療を行っています。訪問看護は、令和5年度から取組、1日を通して行っているところでございます。訪問診療の登録者数ですけれども、令和7年10月末時点では、127人ということでございます。町内の方が約8割の方が町内の方が利用しています。

開設2年目ちょっと比較しますと、約1.9倍に増えているということでございます。利用者の伸びに比例する形で、診療報酬ですけども、令和3年度から、診療報酬が指定管理料を上回って、黒字経営となっているところでございます。

しかしながら、令和8年度について、物価高騰とか人件費、医薬材料費の高騰が経営を少し圧迫しております。場合によっては赤字になることも見込まれているところでございます。

また、永平寺町における自宅死亡の割合ですけれども、平成26年度は県内で最低でございました。しかし、令和5年度には、上から2番目ということで、ここ近年上位、3番以内をずっとキープしていると、在宅でのみとりが増えているといった状態でございます。

課題については、協定を締結している福井大学病院ですけれども、医師の働き方改革と医者の中でも言われております。それによって、医師不足というお話を少し聞いております。これにつきましては、今後も診療所で医師3人体制が継続確保できるよう大学病院と話を進めていきたいと思っております。

また、先ほども申しましたけれども、物価高騰に経常経費の増大な経費を圧迫してきています。これについては、業務の効率化とか、あと加算取得の増大等による診療報酬の確保により、収支バランスの健全化に努めていきたいと思っています。

また、福祉事業に対するふるさと納税がございますが、その一部を医療機器とか設備の更新なんかの財源として、有効に活用することで負担軽減に努めていきたいと考えております。

それと、今現在、働き世代の負担軽減とか核家族化の影響から、在宅医療を選択するというご家族が少し減っている現状でございます。そのことから、訪問診療の登録者数が今まで右肩上がりだったのですけれども、頭打ちすることも考えられるなというのが懸念材料と考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ふるさと納税のお話ありました。

今、永平寺町特色あるふるさと納税が福井大学を応援するふるさと納税がありまして、それとふるさと納税でいただきますと、7割は大学のほうにお戻しして、3割はまちづくりのほうに使わせていただいております。大体、これ三千万ぐらいあります、町の中では900万円ぐらい使わせていただいて、ただ、ここの900万円については福祉とか大学関係のことに使わせていただくということで、この施設、これからまだ新しいですが老朽化とか、いろいろな施設の設備の更新とか、そういうものも起きてきますので、そういうふるさと納税を基金に積むなど、またそういうふるさと納税とか大学関係のところに使わせていただいて充実さ

せるようにさせていただいておりますので、お願ひしたいと思います。

それと、各市町がなかなか結構、お医者さんが負担になってきているというところは、あれ土地の感じでいうと、病床を持っている診療所については、なかなか、これ今大変なところもあるとお聞きしておりますが、永平寺町の診療所は、病床は持っておりませんので、そういった点で起動的に在宅介護メインの診療所ですので、そういったのもご理解いただけたらなと思います。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） 在宅のほう、今後も引き続き力を入れていくというお話だったと思います。恐らく、診療所って1か所だけじゃなくて、総合振興計画にも書いてありますけど、もう1か所増やすという目標を立ててらっしゃいますけれども、そこら辺の見込みというのはどうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それは、振興計画立ち上げたときに2か所ぐらい必要かなと思ったのですが、今、現状はここで十分だという認識になってきています。

先ほどありましたように、これから高齢化率が上がってきますけど、高齢者の数は減ってくるということです。

また、これ数年間やってきた中で、この体制を見ていきますと、こここの診療所をより充実させたほうがいいかなと思っておりますので、まだ次の計画策定のときには、現状をどう持っていくか、見直しは必要かなと思っています。つくったときは、これぐらいあったほうが充実するだろうだったのですが、実際、やってみたところ、いろいろ今の答弁の中でもお話しさせていただいたとおりになっていますので、そこは柔軟に対応していけたらなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） 今の話ですと、2か所目は残念ながら諦めたという、諦めたというか必要なくなったというお話だったのですが、例えば、この振興計画を立てる委員さんたちは、こういった計画の断念というとおかしいんですけど、必要ななくなったという話は、どういうふうにコメントされているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それについては、現状の分析と、それこそ、P D C Aの中で、実際、プラン、ドウ、チェック、アクション、いろいろやっていった中で、今、ここはもう充実といいますか、一つでクリアできているということをお話させていただいてという、だから、次の計画のときには、無効ということは、お話をさ

せていただけたらなと思います。

ただいろんな専門家の方が入るところになりますので、振興計画、これ来年見直しが入りますので、その中で分析とそして次の進める中でこの現状に合った計画にしていくことが大事かなと思いますので、そこは委員の皆さん等に説明しながらご理解をいただきながら、進めていくことになるのかなと思います。

○議長（酒井圭治君） 森山議員。

○7番（森山 充君） ありがとうございました。

大分、医療体制、今のところは介護の話が何か介護の施設が一つなくなつたとか、そんな話も聞いたりしているのですが、町としては、それほど危機というわけでもないので、ある程度、抑えた形で進めていくと、そういうことだと理解しました。

私の質問は以上です。

○議長（酒井圭治君） 次に13番、楠議員の質問を許します。

○13番（楠 圭介君） 改めましておはようございます。

先ほど、森山議員の冒頭あったように、本格的な冬がいよいよ近づいてきたなと、毎年、この時期になると今年の雪は多いのか、少ないのかなんていう話題が福井では挨拶代わりとして使われるのではないでしょうか。私自身も、特に子供は野球やっている兼ね合いもあって、毎日のように天気予報をチェックしておりますが、最近はA Iによる予報まで登場し、もはや雪が降るかとかよりも、どの予報を信じるかと考えることのほうが、何か多くなったような気がします。

しかし、どれだけ予報が進化しても大切なのは備えるということで、そして、この備えるという姿勢は、今日、お尋ねするデジタル安全対策の分野にも共通するものを感じています。

本日は、デジタル技術を活用した行政・地域運営の進化と、デジタル安全対策というテーマで質問させていただきます、よろしくお願いします。

近年、社会全体のデジタル化が進み、行政や地域運営の在り方にも大きな変革が求められています。永平寺町においても、デジタル技術の活用には、町民サービスの向上、防災、福祉の充実、そして、職員の働き方改革など、様々な分野に波及する重要なテーマです。永平寺町においても、デジタル田園都市構想総合戦略において、デジタル活用による持続的な町の実現を基本目標に今年10月より公共施設予約システムの導入、またA Iを使って空き家リフォーム後のイメージ画像を作成できる永平寺町版空き家メタバンクを開始するなど積極的に取組、そ

の点は非常に評価すべきかと思います。

本日の質問は、現在、行われていること以外の分野で町の見解を伺いたいと思います。

では、早速1つ目の質問をさせていただきます。1つ目は、LINEの活用による双方向型行政サービスの実現についてです。近年、多くの自治体でLINE公式アカウントを活用した行政サービスが広がっています。永平寺町では、既に公式LINEアカウントを活用し、町民にとって身近で分かりやすい情報提供が実現しており、評価すべき取組です。一方で、現在のLINE活用は、情報を一方的に配信する仕組みが中心となっており、今後は、町民が行政に意見を届ける、または、必要な情報や手続を自分で選択取得できるような双方向型のコミュニケーションツールとして、発展させることが必要ではないでしょうか。

ここで質問ですが、双方向型運用の検討状況を伺います。

例えば、町民がLINEを通じて意見や要望を投稿できるパブリックコメントの代替機能の導入を検討してはいかがでしょうか。

ホームページ上のみで、実施している意見募集をLINEなどで受け付けることで、より多くの町民の声を行政運営に反映できるのではないかでしょうか。

お願いします。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） LINE、今やっておりますが、職員間の中でもLINEは活用させていただいておりますが、これ、メッセージがあまり多くなってくると、こういう意見あったなとかっていうのを探すのが非常に手間になりますね。

不特定多数の大人数で双方向やり取りするというには、LINEというのは不向きなのでないのかなというふうに考えております。双方向のやり取りというのは、即時解答型のやり取りが重要なところだと思いますが、町としても外部へのご返答をさせていただくときには、町内で意見をまとめてから回答するようにしていますので、なかなかそのメリットが生かしにくいのではないかというようなことも考えております。

ただ、町の今、ホームページにあるご意見いただくあれですけども、このご質問いただいてそうだなということで、先週の金曜日からLINEのところにホームページの意見、ご意見募集にリンクするようなものを入れましたので、ご提案ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

議会でも、幅広く、特に若い世代の意見を時間や手間をかけずに聞くために、デジタルを使った双方機能の導入というのが必要かなというふうに感じています、先ほど、総務課長の答弁にもあったように、それは、LINEがいいのか、いろんなものありますので、議会としてもいろいろどんどん検討していきたいと思います、ありがとうございます。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

AI機能の導入と、行政サービスの効率化についてです。

全国では、既にAIチャットボット、LINE等を提携させ、住民からの問合せ対応や、行政手続案内を自動化している自治体も増えています。これにより、住民の利便性向上だけでなく、職員の事務負担軽減や業務の効率化にもつながっています。人口数万人以下の調査レベルでも導入事例があり、予算、人員の限られた永平寺町でも実現の可能性が高いのではないかでしょうか。

質問ですが、永平寺町におけるAI導入の検討状況を伺いたいと思います。

また、AIを活用することでのメリット、デメリットなども含めてお答えいただきたいと思います、お願いします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） AIの導入状況は、先ほど議員さん言われたとおり、空き家メタバンクなどでも導入をしているということでございまして、あと今、言われましたAIのチャットボットのほうでございますけれども、こちらのほうも県内、大きな市町を中心に既にLINEでAIチャットボットを利用して、機能の充実や行政サービスの向上を進めている市町は幾つかございます。

これらの取組のメリットといたしましては、やはり、LINEが大変身近なコミュニケーションツールになっているということで、多くの方に本当に入りやすい入り口となって利用してもらいやすいこと、また、住民の方が知りたい情報を大変、手軽に取得ができるということと、人口規模が大きな自治体ほど、職員の事務削減が図れるというふうな現状もあるようです。

効率化が期待できるというふうなことをできると考えております。

デメリットやリスクとしましては、やはりセキュリティ面、そちらのほうでの対策が重要になるというふうにも考えております。

導入の効果、リスクや課題などを先に進めている市町の状況を十分に研究しながら、本町でも、町民サービスの向上、業務効率を図りたいとは考えております

ので、本町における最適なデジタル化について、具体的に研究を進めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） A Iについては、やっぱり、小さい役場で導入するに当たつて実験とかしますと、どちらかというと、さらに人手不足に拍車をかけてしまうという、そこで研究をして実証をしてお金をかけてやりますと、なかなか、やっぱり町としては出来上がっている技術、先進でやっているところの技術をいかにこの永平寺町に合う形で落とし込んで、そのオプションとかもいっぱいフルスペックではなしに、まちに合う規模でやっぱり導入していくことが、一番現実的なかなというふうに思います。

ただ、今、A Iが一番使いやすくてすぐ導入できるのが、例えば、議事録の作成であったり、会議内容のそいつた、実はこれ、議会のほうでも有効にA Iチャットを使えば、議事録であったり、また行政との連携であったり、そいつたことが有効に使えるというのもありますので、町もこれから、行政の中でそういう議事録であったり、会議のそいつたこととか、いろいろなそういう事務系のことは進んでいっているところは積極的に導入していきますので、また議会のほうも導入していただけますと、行政もより効率的に、こっちが進んでいて議会が全く進んでいないと二重行政といいますか、二度手間になってしまいますので、ここは連携を取りながら進めさせていただきたいというように思います。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

僕自身もふだん、仕事でレンタカー業務とか今、携わっているのですけど、電話で料金とかそういう取扱い、空き具合などの電話のお問合せが多くて、決まり切ったことをただ答えるだけのために人が電話の前で拘束されるというのが、すごくもったいないといいますか、そういうことを日頃から感じることも多くて、もう応用が求められることは、人が答えるべきだと思いますけど、決まったことをただ答えるだけっていうのは、これからは、そういうA Iとかそいつたものに任せていくというのも大切なと私は日頃から感じていますので、ぜひとも、永平寺町に合った形をこれからも模索していっていただきたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱり、行政サービス多岐にわたっていますので、定型的なやり取りというとちょっとやっぱり電話のやり取りは厳しいかな、ただ、ホー

ムページのように情報を知りたいとか、そういったのは、またちょっと発展させていくというのもあると思いますし、やっぱり可能性、これChatGPTとか可能性があるのは、これはいいか悪いかは別にしても、アンケートではなしに、ネット上でどういうふうにこの政策について町民の方が思っているかとか、そういったこともデータで出るようになる時代がもうそこに来ております。

ただ、そこで議論になるのが、じゃあ本当にアンケートは取らなくていいのか、そのChatGPTのそこの精度はどうなのかとか、これは、今からどんどん高まって、ただ、いけばいくほど、またいろんなアナログの大切さとかそういったのも出てくると思いますので、そこはしっかり精進し、また永平寺町でこれは絶対こっちのほうがいいよというのがあれば、よその技術を待たずに永平寺町で積極的に取り組んでいく、しっかりやっていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます、引き続きよろしくお願ひします。

では、続きまして、3問目の質問に移ります。

デジタル人材の確保と育成についてです。AIやLINEをはじめとする行政DXを進める上で、最も大きな課題の一つがデジタル人材の確保と育成です。全国の特に町村において、担当できる職員が限られている、業務が無人化しているといった問題が指摘されており、永平寺町でも同様の課題があるのではないかというふうに感じています。

この質問で3点確認したいことがあります。

1つ目が、デジタル人材の確保について、どのような課題認識を持っておられるのでしょうか。

2つ目が、外部専門人材の委託や、県、民間との連携を進める考えはありますか。また、職員研修やスキル向上の仕組みをどのように整備していくのか、お考えをお聞かせください。

3つ目が、各課横断で取り組むデジタル推進チームや、DX戦略室のような体制を設ける考えはあるでしょうか、お願ひします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） まず、デジタル人材の確保のほうですけれども、本町におきましては、民間IT経験者1名を中心に情報制作業務を行ってもらっております。本庁全体の情報系システムの安全性の確保、管理のほか、デジタル技術の組織への有意義な活用など、専門性の高い分野ということで、なかなかほか

の職員が介入しにくい部分であるということも実感しています。やっぱり1人では、デジタル推進を図る上でこういう運営も含めて、1人ではリスク、負担がますます今後大きくなっていくというところも、危惧されて実感しておりますので、情報系人材の育成は急務であるというふうに思っております。今年度、職員募集におきまして、情報系人材の募集を行いましたが、応募がございませんでした。8年度以降におきましては、この情報系の担当系職員を複数人として、既存の職員複数人体制で当たってもらおうと考えております。まずは、町内ネットワークシステムとか、内部の業務をしっかり担っていただける人材というのを内部のほうで育てていければというふうに考えております。

それで今、2つ目の質問、外部専門人材とか県委託、民間というところで、本町の力だけではなかなか限りがございますので、そういうふうなところというのも、もちろん必要だというふうに考えております。国のほうもいろんなところのデジタル化を進める中で、いろんな体制を取っていて、今、福井県におきましてもそういう国の要請の下、市町の連携をして、そういう専門のデジタル専門員をプールするというふうな体制構築を図ってきております。

先日も県からそのような中、うちの市町の状況の課題現況のヒアリングを受けているというところでございます。こちらの支援策が具体化していけば、そういうふうなところもしっかり活用して、うちで不足している部分をしっかり補ってもらうようにしていきたいなというふうにも思っております。

それと、まだ今、先ほど町長も申しましたとおり、各市町、小中学校のタブレットのリース契約終了したものをというところの活用というところでは、情報系の進んでいる市町さんとのいろんな連携を取りながら、いろんな情報をいただきながら、永平寺町としても担いながら、なるべく後れを取らない体制ということで進めておりますので、そちらのほうは、またご理解いただきたいと思います。

そういうところと一緒に取り組んでいくということで、進めております。

それも、先ほど町長が申しましたとおり、うちのやっぱり職員規模ではなかなか実証を行うにしても時間的コストというところも負担になりますので、そういうふうな市町の連携を取りながら、しっかり進めていきたいというふうに考えております。

それと職員研修仕切り工場の仕組みはというところで、こちらにおきましても全国の自治体職員が受講するDX関連の研修セミナーがございますので、うちの職員のほうもそういうふうなところに参加いたしまして、全国規模の自治体の取

組、水準などもしっかりと吸収できるように進めていきたいというふうに思っております。

それとデジタル推進チーム、DX戦略の体制のほうですけれども、こちらにおきましては、今、本町で情報推進体制としまして、各課から選集しました情報担当者で組織をします情報担当者会議というものをつくっておりまます。

年数回開催いたしまして、情報関係、セキュリティとかいろんな情報共有会議を開催しております。

今後、デジタルを促進する、具体的に進めるという意味では、そういう中で他市町の先進事例なども研究して、いろんな各部署におけるデジタル化の情報も吸い上げるような形で、この会議体を充実させて進めていきたいというふうにも考えております。

デジタル施策事には、今まで各課連携して、先ほど、議員さんもおっしゃいました設備予約システム、スマートロックなど、いろんなデジタル化各課で取り組んでおりますけれども、そういう中では、各課横断的に関係部署がみんな話持ち寄りながら、意見交換、協議しながら事業計画を構築して進めてまいりましたので、今後もそういうふうに横の連携を取ってデジタル化推進を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 人材確保は、2つの考え方があると思います。

まず、今、既存のこの新しくどんどん進化していくこの技術を永平寺町のシステムに落とし込む中で、職員がそういう今、1人、もう1人来てほしいなというのをお願いしていますが、そういった専門的な職員がいて、理解をして導入をしていくこと、そうしてもう一つが、次、新しいこと、いろいろな次のステージで想像してデジタルを導入していくところ、その部分は、何をしたいか、何をするかというのを明確にして、外部やデジタル庁にもいろいろなメニューがありますので、私も何度もデジタル庁にはお話を聞きに行っております。

そういうふうにしっかりと方向性が定まってから、外部から委託をするのか、そういった国の支援をもらうのか、また、先ほど、ちょっと今、進めております近隣市町と一緒に外部からのいろいろな協働で小さい町が一緒になってやっていくとか、そういったふうなこともしっかりとやっていきたいと思っております。

じゃあ、何をしたいかというのが職員みんな今、集まっているデジタルでの会議、この中でこういったことがあると便利ですよねとか、今、こういった技術は

ここにあるのでうちの町でも導入していきましょうとか、そういったふうに今、進めておりますので、引き続きこのデジタルについては町も積極的に進めていかなければいけないなと思うのと、もう一つは、職員一人一人が今、デジタルの技術が導入する導入しない別にして、どのレベルに今、このデジタルの技術が行っているのかということをやっぱり知っている、そこがまず大事で、導入するしない以前に今、ここまで技術が進んでいる、こういうふうな技術が今、こういうところで使われているということをやっぱり把握しながら自分の町の身の丈に合ったといったデジタルを導入していけたらなと思います。

ただ、今、これからやっぱり大きく変わるのは、マイナンバーであったり、行政のシステムが統一化されたり、いろいろ進んでいきますので、必然的にやっぱりデジタルは進むのと、あと今、小中学生がもうタブレットを使って授業をしていますので、この子供たちが社会に出てきたときには、もう一段、デジタル化というのは進んできますので、そこでしっかりとアナログとデジタルのちょっと転換期、どちらかというと、デジタルがなかなかできない方をどういうふうにサポートしていくかということを行政も今、しっかり考えていかなければいけないところに来ていると思いますので、デジタル化については、またいろんな角度で進めていきたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

デジタル人材不足はもう、永平寺町の課題というか、もう国全体の課題だという今、僕も認識しております。先ほど町長がおっしゃった何をしたいかという目的意識は、確かに本当にもう一番大事な部分でたちまちの状況の確認しながら、できることを一歩一歩、これからも進めていっていただきたいなと思います、よろしくお願いします。

では、4つ目の質問に移ります。

地域、町内会、集落におけるデジタル人材不足への対応についてです。行政DXだけでなく、地域社会そのもののデジタル化も避けて通れない時代になっています。災害時の情報共有、福祉見守り活動、地域行事の連絡、オンライン会議やキャッシュレス決済の導入など、デジタル技術の活用には、これから地域運営の基盤となるものです。しかし、現実には、永平寺町においても人口減少と高齢化が進み町内会や各集落でデジタルに詳しい人がいない、地域のIT担当が固定化しているなどといった声はあるのではないでしょうか。このような中で、町と

して、どのように地域のデジタル人材を支援、育成していくのか伺いたいと思います。

2点確認したいことがありますて、1つ目が地域におけるデジタル化の進捗や、現状をどのように把握していますか。ほかの自治体で実施している地域デジタル支援員やスマホサポーターのような制度導入を検討してはどうでしょうか。

2つ目が、以前のデジタル関連に関する一般質問をさせてもらったときに、地域においてスマホ教室など実施していると伺いました。これは現在でも続いているのでしょうか。また、個人向けでなく、町内会向けのデジタル講習の実施などの計画はあるのでしょうか、お願いします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 地域におけるデジタルの進捗状況という点では、以前、商工観光関連施策の中で、デジタルプレミアム商品券というのをさせていただきまして、キャッシュレス、町民の方へのデジタル利用の機会を創出するなど行っております。また、飲食店、観光地では、キャッシュレス決済というものが導入されているというふうな感じで、それと多言語A Iというふうな時代の流れでそういうものも導入されてきております。

また需要に応じまして、高齢者の方を対象としたスマホ教室を開催しております。また学校現場のほうでは、タブレットデジタル教科書というのがもう標準化ということで、デジタルを取り入れた暮らしというのは、もう私たちの生活にも一般的にもなってきている部分もあるのかなというふうにも認識しております。

そういう中で、デジタルディバイド、情報格差ともいわれますけれども、デジタル社会に適応できる人の割合がだんだん増えていく時代の流れとともに、ふだん通常的な使い方になって、それが上がってきているということで、町内会費のキャッシュレス化とか、ペーパレス化、連絡ツールとか回覧板のデジタル化などというのも、地域によっては活用が進んでいくとも聞いておりますし、他市町のほうでもどんどん町内会がだんだん人不足というところでも進んでいっているというふうにも聞いております。そのような事例につきましては、区長会などを通じまして、その都度、行政としてできることは発信させていただいたりして、町内におけるそういうふうなデジタル促進というものにもご協力させていただきたいと思っております。

私のほうから以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 地域づくり応援課長。

○地域づくり応援課長（鈴木克幸君） それでは、2つ目の質問に答えさせていただきます。

現在、スマホは高齢者にとっても生活に欠かせないツールとなっております。このことから、令和2年度から役場と健康長寿クラブが協力して高齢者向けのスマホ教室を実施しております。今年度は保健センターと連携しまして健康アプリ、えいウォークの使い方、また福井のデジタル通貨のはびコインの使い方について、松岡地区、永平寺地区、上志位地区、1回ずつ行っております。また、上志位公民館でも月に1回から2回、公民館主事が講師となりましてスマホ教室を実施しております。内容としては、LINEの使い方、また最近、多いのは、今施設の予約がデジタル化になったということで、施設の予約システムのやり方とかそういうことを公民館の主事さんが教えているということを今、お聞きしております。

また先ほど町長、総合政策課長からも答弁ありましたとおり、来年度小中学校の児童生徒が使用しているタブレット端末を更新することになっておりまして、また今、そのタブレット端末を活用していろんなことを何かできないかということを今、他自治体と協議会を立ち上げて検討しているところでございます。

また、会議資料には、必ず町のLINE、また防災メールの登録用QRコードを掲載して、会議などの際に登録を呼びかけて、町からのデジタルでの情報伝達を進めているところでございます。健康長寿クラブの会議の際にも、登録を促しておりますし、分からぬ人には、その場で一緒に行うとか、そういうこともやっております。

また町内会向けのデジタル教室につきましては、特に今、実施予定はございませんが、先ほど、総合政策課長からの答弁がありましたとおり、他自治体とか、また他地区的デジタル活用の先進事例については、積極的に紹介していきたいと思っております。以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 結構、僕、進んできていると思っていまして、例えば、今、永平寺町配布物、これLINEで配布物のときにこういうのを配布します、区によっては皆さんにとって配布物は要らない、これもう、このLINEの情報で十分という方のところには配布しないとか、そういった取組も今、大分進んできておりまして、そういうのをまた区長会議の中で、今、こういう取組をされているので、もしよかつたら参考にされてはとかそういうふうにしています。

それと、僕も今、町内の壮年会の今回、班長になったのですけど、総会の中で事前にLINEでまず、案内はもうLINEで来て、そこには当日の資料も全部、もう紙はありません、スマホのこれでやります。もちろん、パワーポイントもあります。それと併せてもうこれから会費も振込、もしくは、そういう振込アプリみたいなのがあるみたいで、これでこれからやっていきますというのがやっぱりします。

やっぱり、そういういろいろな地域の取組で、地域のデジタル化とか効率化とかを進める方がそういうふうに積極的にやっていきますと、そこからやっぱり広がっていくのかなと思いますし、その地域に合ったやり方、正直結構、大きな地域で、そこの地域に合ったやり方というのがこれから出てくるのかなと思います。

町としては、やっぱりそういった先進かどうか分かりませんけど、そういう事例をこういうふうにやっていますよとかそういったのを区長会のときとかにお知らせをして、デジタル化が進む、もちろん、今、区の皆さんの仕事が増えていくとか、なかなかなり手がないという、そういったところをカバーできていけないかなと思いますので、どんどん積極的に紹介していきたいなと思って、それと地域づくり応援課、そういう困っている地域とかサポートするためにできている課ですので、また議員の提案あったようにちょっと地域のデジタルの相談とか、高度な専門的なことはちょっと厳しいかもしれませんけど、LINEとかスマホの使い方とか、そういったのは、また何か一応、考えていけたらなというふうに思います。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

この町内会に関してなんですけども、つい本当に最近も自分の住んでいる町内会の班で、最近、熊の目撃とか糞が落ちていたかっていう情報が、やっぱり出回っていまして、それは町内会費とかは、班長さんがうちのほうは、いまだに一軒一軒回って集金したりしますけど、やっぱり人がいる時間となると夕方とかになってしまふことも多くて、そういうえば、熊の情報が近いと集金に行くのは怖いとか、回覧板回すのすら、危ないのでないかみたいなお話でも今出ておりまして、そういう先ほど町長おっしゃったように町内でこういうふうにやっているよという情報をほかの町内会に回していただくだけでも、すごくいいのかなと思いますので、その辺も地域づくり応援課も何か協力していただいてやっていただけると

ありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

では、続きまして五つ目の質問に移ります。

スマートフォンインターネット被害の現状把握についてです。

スマートフォンを介したインターネット上の犯罪が急増しております。特に高齢者を狙った詐欺被害、そして子供がSNSをきっかけに事件やトラブルへ巻き込まれるケースが後を絶ちません。デジタル化の進展とともに、便利さが増した一方、その陰で悪意のある者が心理的弱点や知識不足に付け込む被害が深刻化しており、行政や教育委員会も知らない顔はできない状況であるかと思います。

3つ確認したいのですが、1つ目が町としてスマートフォンやSNSを起点とした犯罪、トラブルの現状をどの程度、把握しているのでしょうか。警察や関係機関との情報共有の状況も含めて伺います。

2つ目、町として、高齢者へのデジタル詐欺防止の啓発や講座をどのように実施しているのでしょうか。また今後は、どのように強化していくのかを伺います。

3つ目、町内小中学校では、SNSトラブルやネット犯罪についてどのような指導を実施しているのでしょうか。また、フィルタリング設定の徹底、保護者向けの説明会、教員研修など、教育委員会としての今後の取組方針も伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 私のほうからは、件数把握のところについてお答えしたいと思います。

このような特殊詐欺につきましては、県より毎月メールにて定期的に情報が届いております。特殊詐欺に伴う被害件数は全国的に増加傾向にありますが、本町での発生件数については、個人情報や捜査情報も関係するため、全てを確認することはできておりません。公表がされている資料としましては、警視庁のホームページや、県警本部のホームページ、また携帯アプリにありますふくいポリスにて、最終の被害件数や注意喚起情報が掲載されてございます。

次、2つ目の啓発の講座等の実施等でございます。ここにつきましては、県や警察から情報提供があった内容をホームページや広報誌、町のLINE等を活用しまして、広く被害防止情報は発信しているとともに、警察が主体となり高齢者サロンや学校での講習会、また、先ほど地域づくりからも話がありました公民館主事によるスマホ教室、町長の防災防犯講座などを行ってございます。

今後も、これらの活動を継続しまして、その時点での最新の情報を皆さんにお

知らせしまして、被害防止のための注意喚起を行ってまいりたいと思っています。
以上です。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田健二君） お答えさせていただきます。各学校が生徒指導ＩＣＴの担当者がいらっしゃるのですが、警察とか、また専門家からの最新の情報ですね、事例とか課題を学びまして、そして、校内の研修とか情報共有を行っているところでございます。

また、学校間では、情報交換の場を設けまして、対応の質を高めているというふうに取り組んでいるところでございます。また、児童生徒が学校で使用するタブレット端末、iPadになりますが、こちらについては全てにフィルタリングのソフトを導入しまして、不適切なサイトのアクセス防止をしておりまして、現時点では、不審な挙動は確認されてないというところでございます。ただ、家庭内でのスマートフォンとかインターネットの利用状況については、学校だけではちょっと把握することがやはりちょっとできないので、そちらについては、やっぱり保護者の方の協力が不可欠であると考えております。

今後においても学校と家庭が連携しながら子供たちの安全を守っていきたいと思っております。以上です。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。そうですね、特に保護者向けの僕もそんなに詳しいほうでないのであれですけど、学校からも僕も子供いますので、何回かこういうサイトが今危ないですみたいなそういう話は聞いたことはありますけど、なかなか、子供が何しているかって一から十まで把握できないので、その辺をどういうふうに保護者にまずはちゃんとした知識を提供できるということが、それが一番できることかなと思いますので、また学校とも連携取って、これからも引き続きよろしくお願いします。

引き続き、最後の質問に移ります。町全体としての総合的なデジタル安全対策の講習についてです。スマートフォン犯罪は、個々の取組では限界があり、行政、教育、地域が一体となった総合的な対応が必要です。

最後の質問になりますが、高齢者、子供、保護者、学校、地域が連携できる横断的枠組みを構築する考えはないか、具体的な検討状況を伺います。行政、教育委員会、地域住民の代表、警察などを含む横断組織、協議会推進会議のようなものの設立の検討は、現在、行われているのでしょうか伺います。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 現在、協議会等の設置は考えてございません。と申しますのも、スマートフォンやインターネットなどの使用方法については、世代ごとに違いがございます。また、そういった犯罪を取り締まっている警察の方が一番詳しいということもございますので、やはり警察の方からこういった今、お話しされている内容についての対策対応を継続して、被害防止に努めてまいりたいと思っています。

ただ、これらの犯罪の手口につきましては、日々巧妙化しております。町としても、国や県からの緊急の対策会議が積極的に参加して、最新の情報を共有しながら、皆様に発信してまいりたいと思います。

また、朝の全員会議による情報共有会議でも情報を共有しまして、担当課から対象者への注意喚起の呼びかけを行うなど、被害防止を図ってございます。以上です。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。ネットで全国の事例とか見てみると、自治体や教育委員会が情報窓口や相談体制というのを公式に持つところも出てきているというのを見ました。

子供だけじゃなく、大人を含めた包括的アプローチというのも今後、期待したいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、これデジタルだけではなしに、いろいろな振り込め詐欺とかいろいろな、例えば、契約してもうやめたくても、ずんずん商品が届いて引き落としされるとか、そういったことの相談窓口は、総務課に相談していただけると総務課から、例えば、消費者センターのほうへおつなぎするとか、防災講座の中でも、184に電話してくださいとか、なかなか地元の方、町の役場にいろんな相談するとちょっとプライバシーが漏れてしまうとか嫌がる部分もありますので、そういったのは、防災、防犯講座の中で皆さんにお話をさせていただいております。

あと、協議会については、どちらかというと町が例えば、県とか警察とか、そちらの協議会に参加させていただいて、今もいろいろやっているのですが、そこでいただいた情報を各課とか、各団体に横の連携を持ってつなげていく、そういった体制のほうがより高度的、また連携も取りやすいかなと思っておりますので、

協議会については、町の中でつくれるもの、町が参加する協議会の中から、落とし込んでいくという体制を取らせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 楠議員。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。以上で、今回の僕の質問は終わります。

デジタル化そのものが目的でなく、やっぱりあくまで手段であるというのは、今もこれからもずっと変わらないと思いますので、人を置き去りにすることなく、人と人とのつながりを補い、町民の安心を支えるものであってほしいなと思いますので、これからも引き続きよろしくお願ひします。以上です。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番清水憲一議員の質問を許します。

○議長（酒井圭治君） 8番、清水憲一議員。

○8番（清水憲一君） 8番清水です、よろしくお願ひします。

最初に、恒例でありますけれども、またエピソード等を少し話させてもらいます。あまり好評じゃないんですけど。

私、小学校、10歳ぐらいやね、3年か4年ぐらいのときのことありますけども、手操ヶ城の上り口のあの駐車場の手前ぐらいに、あそこにポプラの木が4本並んで、多分、町長はご存じないのかなと思いますけども、そこがなぜか昆虫が殺到する子供にとっては、宝の山だったのです。そこを先輩方と一緒にについて、人蹴りするとばたばたっと落ちて、それがまた特殊であまり見かけない、ミヤマクワガタがほとんどでした、ということで、今から思うと本当に生きた教材、自然というのは、子供にとって生きた教材だなという具合に思って、何とかそれを次の世代に残していかなければあかんというのが私たちの責務だろうと思うのですけども、地球規模で温暖化とかいうことで、自然が損なわれておりまして、なかなかそこがほっといても消えていってしまうと、今の子供たちは、昆虫なんかはブリーダーが生まれ育てている、そういうものという具合なことを発想している、そういう考え方を持っている子供も中にはいるようとして、ちょっとか

わいそうだという具合に思っているところであります。

ということで、早速本題に入らせていただきます。

1件、永平寺町民指標の5項目あるうちの、への項目ですね。平和なくらしと自然を守りましょう。これに関連したことで質問をしていきたいと思います。

ここにおられる皆さん、何度も式典などでご唱和していただいていると思いますけども、永平寺町民指標、その冒頭の部分には、私たち永平寺町民は、美しい環境を守り点々で、全ての町民が健康で安心して暮らせるふるさとをつくりますという具合にうたっております。

その中の、への部分、平和なくらしと自然を守りましょう。その前段の部分、平和なくらしというところは、そこに住んでいる町民の皆さんのが安全安心で心穏やかに暮らしていくということを言っていると思っております。

また、後段の自然を守りましょうということは、今の自然破壊ということを抑制しながら、今の自然を守って次の世代へつないでいきましょうという具合にうたっているという具合に考えます。

その決意の表れがこの町民指標であって、町にとっては、これは船の羅針盤みたいなもので、これに沿って迷うことなく町の運営をしてきたいという決意の表れではないかと思います。

では、まず、先に後段の部分、「自然を守りましょう」についての話をさせていただきます。国において、2011年の福島原発事故以降、日本のエネルギー政策は一変いたしました。原発は一斉に停止して、同時に民間、国民には、電力使用に応じてエネルギー賦課金制度がつくられまして、それを利用した再生可能エネルギー、とりわけ、太陽光発電による新電力の創出と、それを取引する市場の運営が当時の至上命題がありました。

国によるフィット制度、これは、20年間の固定買取り制度でありますけども、そういった後押しもありまして、一気に全国に普及していきました。

特に、九州、四国に集中するという状況であります。

あまりにも太陽光発電が急拡大したために、法の整備もままならない中、法の抜け道を探して悪用する事業者もいて、その都度、ルール改正をして対応しているというのが現状ではないかと思います。

昨今、メガソーラー発電所の建設を目的として、全国至るところで大規模開発が行われております。

ちょっと前に、北海道の釧路湿原におきまして、天然記念物のタンチョウの営

巣域ですね、そのすぐそばで太陽光発電を設置するための埋め立て工事をしている様子がマスコミ報道として見ましたが、非常に目を覆いたくなるといいますか、ひどい映像であると私は感じました。

また、仙台市のほうでは、道路のすぐ脇、斜面のところに設置した太陽光パネルが、昨今の大雨、これによって崩れ落ちて設備自体がもう道路にあふれ出しているというようなところが映像として出ました。

自然の摂理からすれば、当然、上にあるものは下へ落ちるということでありまして、人災の類いではないかという具合に私は見ております。

あのようなことは、本町においては絶対に起こしてはならないという具合に思っておりますが、そこで本町において、メガソーラー発電所の設置というのは、あるのかないのか、あれば件数、あるいは、今後、そういう計画が近いうちにあるのかどうか、そこらのことがもしご存じであれば教えていただきたいです。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） すいません、ちょっと民間事業所さんのソーラ一件数、ちょっと把握してございませんので、申し訳ございません。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一議員。

○8番（清水憲一君） 最近ですけども、国のほうでもエネルギー政策において、再生可能エネルギーが最も重要であるという具合に位置づけられてきました。

また、今使われている太陽光パネル、これはもうほとんど、8割、9割は中国製であります。それがだぶついていて、非常に安いと言われています。設備を安く設置して、設備丸ごとを売るというようなことも聞いております。

特に外資が入って、そのようなビジネスを開拓しているようですが、民と民のこととはいえ、自治体によってはさすがに見過ごすことができずに独自の抑制策、条例を制定しているところもあるようで、今後、ほかの自治体でも、どんどんそういった動きになるのであろうということです。

例えば、宮城県におきましては、事業者に対して大きな地方税をかける、ただし、条件として地域の同意が得られれば、それを軽減するということです。

長野県におきましては、50ヘクタール、森林の場合は20ヘクタール以上の開発の場合には、環境影響評価を義務づけているようあります。

私が一番注目していたのは、富山県の南砺市、ここが今年の8月1日に施行した条例でありますけども、太陽光の設備、出力10キロワット以上、千平米以上、高低差10メーター以上の開発の場合、地元の同意が必要、市長の許可が必要、

違反した場合、許可の取消し、立入調査、勧告及び罰則の規定という条例を今年の8月に施行しております。

このように、独自で自治体が条例を制定して、何とか抑制していこうというのが今の動きであります。

北陸エリアは、ほかのエリアと比べて開発資金というものは、流入しておりませんけども、最近のニュースにおきまして、日本の再生可能エネルギー開発大手会社ですけれども、レノバという会社があります。

ここが小型太陽光発電開発のために大手銀行から223億円を調達し、全国の耕作放棄地を中心として1,300か所、17万キロワットの開発を予定とのことです。また、2030年までに、九千か所を目指すとのことです。投資先を探して、間違いなく福井のエリアにもその波がやってきます。

一刻も早い条例の制定が必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君）　議員の最初のほうのお話の中で、土砂、メガソーラー建設のための土砂が流出して、被害を及ぼしたという件に関しましての規制について回答させていただきます。

議員おっしゃったとおり、報道による調べでございますけれども、令和3年7月に静岡県熱海で発生した盛土崩壊、メガソーラー建設の直接的な因果関係は、認められませんが、仮説的には原因があるのでないかというふうに言われております。

今年の5月に奈良県の平群町というところで、メガソーラーの開発現場で、豪雨によって二度の土砂が流出したということも知られました。

そういうことを受けまして、国のはうは、熱海で発生した盛土崩壊に伴いまして大規模土石流災害を背景に、危険な盛土を規制する宅地造成及び特定盛土等規制法を令和5年5月に施行しました。

県はそれを受けまして、今年の6月30日にこの法に基づいた盛土等の規制区域というのを指定しました。この規制区域というのは、ほぼ全土エリアがカバーされていますけれども、平地の部分は宅地造成地で、山地の部分は特定盛土地ということで、全エリアが大体カバーされていますけれども、これによりまして、メガソーラー建設に限らず、一定の規模の盛土を行う場合には、知事の許可が必要となってまいります。その中で、安全基準への適合に関する技術的な審査などが県によって行われることになりました。

町としては、まず、これを規制内容の周知というのを徹底するのをまず先行していきたいと、違法性とか、危険性の疑いのある盛土を確認した場合は、県へ速やかに情報提供しまして、事故を未然に防ぐような対策を取っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） それとちょっと今の環境配慮というところの観点からいきますと、国のはうも地域との共生を条件とするというふうな方向で進めておりまして、そういう中で、今、福井県におきましても環境配慮基準というのを今、定めようとしております。

そういう基準の中である程度、開発を進める区域、また除外する区域というものを明確にするというふうな、そういうふうな基準をつくるということで、実行計画をつくるというふうなことで、今進めていると聞いております。

そういうものがつくられれば、福井県全体で、大体の県は基準で網かけをしてきますので、あとは、市町単位で網かけを基に町としてのいろいろもう少し細かい配慮をするべき基準というものを定めていく必要があるというふうに今、思っていて、そういう市町におきましてもそういうふうな計画というものが必要になってくるというふうに考えております。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一議員。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。太陽光の弱点といいますと、対面積当たりの出力がどうしてもほかの発電と比べると小さいと、だからどうしても、大規模開発にならざるを得ないということあります。

太陽光発電は、ある程度、耐用年数が決まっていますから、それに向けて大規模で送電網も強化しなくてはならないというのは、私からすると、それはナンセンスかなという具合に思ってはいるのですけど、でも、世の中の流れではありますので、そこにはなかなか対応し切れないのかも分からないですけども、例えば、今、県のはうの今、新しく対応する知事の許可が必要など、そういった場合の想定する太陽光の設備のワット数みたいなのは、何か考えてあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 太陽光ワット数で、想定する盛土量というのは、ちょっと把握は、調べていませんが、恐らく、今の時点ではないと思いますが、この法律は、1メートルの盛土をするのでも届出が必要になりますので、そ

ういったことから、ある程度の盛土は、許可が必要になってくるということで、ある程度、小規模な盛土から許可が必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一議員。

○8番（清水憲一君） 何がしか、一応、抑制するようなものが新しくできたというのであれば、そこの部分については、多少なりとも安心感は出てきたんかなという具合には思います。

次に、太陽光パネルのリサイクルについてお伺いします。

もう耐用年数、先ほど言いましたが、20年ほどという具合に想定しております。大量設置してから、10年ちょっと過ぎようとしております。私の持っているのでも12年目に入っているのですかね。もう程なく20年に達して、このままだとパネルの大量放棄というのが新たな問題になろうという具合に思いますけども、それに対しまして、国は、このリサイクルですね、どこが責任を持って最後やるのかという責任の所在を明確にしませんでした。太陽光パネルメーカーといつても、それは、ほとんどが中国ですから、そこにお願いするというのは到底無理な話で、その日本の代理店といいますか、販売している事業所さんか、それで太陽光発電を行っているユーザー側なのか、どちらかがやっていかなきゃいけないですけども、そこは、まだ確定していないというのが現状であろうかと思います。

だから、そういう空き家といってはなんんですけど、それと同じようなことがこれから起きる可能性が非常に大きいと、そういったパネルの放置が発生する懸念に対して、例えば、発電事業者に対して、後処理のために地元の金融機関などに基金といいますか、積立てをしていただいてということが必要ではないかと思いますけども、それに関してはどうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 今、廃棄におきましては、そういうふうな制度がとられているということで、今、議員さんおっしゃるのはリサイクルのほうですけれども、廃棄におきましては、国のほうもフィットの創設、利用時以降、発電買取り価格から、廃棄費用を引いて積み立てていくというふうな義務づけ制度が取られているというふうに聞いておりますが、今、議員がおっしゃっているのは、リサイクル、そちらのほうのお話でございますので、リサイクルにおきましても、

今、現在、全然、国のはうでされてないわけではございませんが、今、言われましたとおり海外の資本の持ち主の方がというふうな、いろんな懸念のところでいきますと、やはり、それが建っている地域におきましては、いろんな不安がつきまとっていくと、また、有害物質がそのまま、何十年もたてば、その土地に悪影響、環境的な影響をもたらすのではないかと、本当にいろんな不安が尽きないと思いますけれども、そこにおきましては、やはり、国の責任というところが、やはり重要でございますので、やはり法整備、体制というところでは、国の責任においてしっかりと今後も詰めていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一議員。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。なかなか、一般家庭の太陽光パネルは、一般廃棄物として普通のごみ焼却場で処理できるとかいうような話でありますし、そこらが結構、実は曖昧というか、恐らくそういうのを利用してということは発生してくると想定します。

何かそこら辺り、事前に歯止めが必要ではないかと思いますけども、そこらの検討も今後していただけたらなと思います。

先月、堺市におきまして、ゼロカーボンシンポジウム2025というのがありました。そこへちょっとのぞきに行ってきたのではありますけども、その会場の受付口に北陸電力との間で締結いたしましたグリーン電力証書なるものが飾られていました。

その会場で使われている電気は、再生可能エネルギーを利用します。多少割増しですけどもっていうのを証明するプレート、紙ですね。紙は受付のところにありました。

以前、G A F A アメリカの最大手との取引を行う企業においては、グリーン電力が求められているという話をさせていただいたかと思いますけども、こういったもう末端のところまでそういった流れが一部入り込んできているのだなという感じを受けました。

そういう需要が高まってくれば、自ずと供給側のほうも多少リスクを負ってでも新規に開拓をしてくるはずです。先ほども言ったように対策遅れなきようによろしくお願いします。

以上で、まず1つ目の話は終わります。

続きまして、前段の平和なくらしを守りましょうということについてお話をさせていただきます。

25年3月2日、えちぜん鉄道において、比島駅近くにおきまして落石事故が発生いたしました。

それとは別に、21年3月3日、小舟渡周辺に大規模な土砂崩れが発生しました。大きな事故でありましたけど、けがされた方はおられますけども、幸いにも人命のところまでは至ってなかったと、不幸中の幸いでありました。

でも、私からすると、結構あれだけの高いせり立った擁壁のような岩盤あって、それは、普通に上のものは下へ落ちてくる、どっかで落ちてくるということを考えれば、それは自ずと起こった話であると、起こった事故であるという具合に考えます。そういうた自然の形状、あるいは、昨今の急激な気象変化の中で、私たちの暮らしの安全、安心が脅かされつつあると考えます。

仮にもし、人身事故等が起きた場合に被害に遭われた方、被害者の方だけではなく、同時に沿線住民の交通の足が奪われることになります。当然、まちづくりとして、根底から覆るということになりかねません。市境駅周辺で、最近、大雨が降ったときに水が流れてきて斜面が崩れたということが起きましたけども、あれは、地形的にやっぱり谷のほうに向かっているので水がどうしても集まつてくるということで、それを防ぐのはさっき話しした自然を守りましょうとは、相反するものではあるかと思いますけども、自然に抗って何がしか対策を打つといかなないと、えちぜん鉄道、ひいては、地域の住民の方の安全を守つていけないということになります。

なかなか、自然に抗うということには、莫大な費用がかかって、町単独ではできる技ではないと思いますけども、避けては通れない事案だと思います。何かそれに対して、アイデアを出し合って少しずつでもよろしいので、改修していただければという具合に思いますけどどうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） ではすいません、私のほうからは、えちぜん鉄道が行っています安全対策等について、少しお話しさせていただきます。

まず、えちぜん鉄道勝山線におきましては、山際に沿っている路線箇所が大変続いているということで、やはり自然のもたらす災害の備えが課題であるということで認識してございます。

えちぜん鉄道が行っている安全対策の一つといたしまして、本町のところにおきましては、市境の安全配慮箇所がございますけれども、そこにAIカメラを3台装備いたしておりまして、200メートルのその区間の間を24時間体制で監

視をして、落石崩壊など、危険を事前に検知する体制を取っているというふうに聞いてございます。

またこのような配慮箇所手前におきましては、徐行運転、安全確認に特に気を配って運行をしているというふうに聞いてございます。

日頃から配慮箇所、危険要素の点検把握に努め、路線の安全確認を行っているということは、運行事業者としては当然の努めということでございますけれども、今年3月の落石事故のようなこともございまして、えちぜん鉄道では、路線とのり面が近接している場所を中心に改めて危険箇所の洗い出し調査を進めているところでございます。

沿線5市町におきましても、今年春に首長によります県への直接要望という形で、県の支援も要望しているところでございます。

総合政策課のほうからは以上です。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、沿線における危険箇所について私から述べさせていただきます。

線路時期につきましては、今ほど総合政策課からも言いましたとおり、答弁があつたとおりでございます。

なお、永平寺えちぜん鉄道の管理区域ですから、危険区域についてしっかり管理していただき、危機に対する情報については、総合政策課とか、今のえちぜん鉄道と連携しながら地区住民の方に伝えてまいりたいと考えております。

また、ハード的な対策につきましては、沿線が道路や山林によって異なりますが、人家や公共施設を守るという観点からは、駅周辺や住宅地に近い区間は、優先度も高く、危険箇所により救急処置崩壊対策事業が考えられます。

福井県では、小舟渡駅周辺では、土砂災害区域に指定されている箇所でありますので、県道沿線、こちらについては、県が定期的な道路パトロールなどにおいて、点検を実施していくと聞いております。

また市境駅周辺では、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があるため、今後、町としては、地元の意向を確認しながら、土砂災害の対応をしていくように要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱり、地権者の皆さんのがんばり何か支援ができないか

ということで、今、山際整備、農林課の森林環境税を使った山際での100%上、やっておりますので、そういったのも使っていただいて、やっぱりちょっと地権者の方、線路に接している方、審査会も今、申請は出てきて、違う場所で今取り組もうとしているのかな、何かいろいろありますので、こういった制度もご紹介しながら、線路の沿線の皆さんのがんばりいろいろご協力もいただきながら、しっかりと安全確保、もちろん、えちぜん鉄道等と連携を取ることが大切だと思いますので、議員おっしゃるとおり、命とまたインフラと、いろいろ寸断されてしまますので、この地域交通の中で大切なえちぜん鉄道ですので、しっかりと安全確保ができるような体制は、関係機関と連携を取りながら進めていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一議員。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。市境域に入り込んでくる右カーブの山際を縫って走るようなあそこの今の二、三百メートルという距離というのは、一種の自分らも毎日のように乗っていましたからあまり感じてないけど、観光の方からすると非常に、一種のアトラクションじゃないんですけど、失礼な話かも分からないですけど、そんな感じで結構、物すごく高速で曲がっていったので、それが、今、あそこのろのろで徐行していかれるのは、ちょっと寂しいかなというのもありますけども、そこは、致し方ないところはあります。

今後とも安全に留意されまして、えちぜん鉄道が末永くつながって続いていくことを期待しております。

以上で終わります、ありがとうございます。

○議長（酒井圭治君） 次に、2番長岡議員の質問を許します。

2番、長岡議員。

○2番（長岡千恵子君） 2番、長岡千恵子です。

今回、私は、令和7年というのも早いもので12月、師走を迎えました。各市町からは、高らかに歌い上げる第九の声がいろいろと聞こえてくる季節だなというふうに思っております。

それと裏腹に岐では、高齢者の身も心も寒くなるようなニュースというのが相次いで報道されているのを非常に寂しいとか、年末だからしようがないか、そんなにお金のない人がいるのかとか、いろんなことを考え、早いな1年がたつのはというふうな思いで日々過ごしております。

そこで今回は、3つ質問をすごくさせていただいたのですけれども、3件とも

福祉、特に、高齢者に関する福祉ということを中心にして、質問させていただきたいと思います。

これは、より町内の高齢者、町内だけでなくて全国的な高齢者の実態に沿うような形での質問と思っておりますので、何とぞ寛大なるご答弁をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初の説明から始めさせていただきたいと思います。この質問ですけど、結果によりましては、令和8年、令和9年にずっとつないでいかれる、つないでいっていただかないと、高齢者、そこに置き去りになってしまいますので、つないでいけるようにと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、最初ですけれども、役場の組織の中で、高齢者対応窓口の一元化をということで質問させていただきたいと思います。

町内の高齢者の実態を教えていただきたいと思います。

町内に住民登録をしていらっしゃる高齢者の人口の人数ですね。それと、そのうち、施設に入居していらっしゃる方、あるいは要支援または要介護の認定をされている方の人数が、町では把握していると思いますので、それを教えていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず高齢者の人口ですけれども、令和7年11月1日時点における65歳以上の高齢者の人口ですが、5,701人となっております。施設入居者は303人、要支援者認定者数は255人、要介護認定者は914人でございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 長岡議員。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。そうすると、要支援、要介護、それから施設に入っている人を除くと、4,300人ぐらいの方が、元気で、この町で誰からも支援されなくても元気に過ごしてらっしゃる高齢者っていうことになりますと、4,300人を5,700人で割りますと、約80%の方は、元気に過ごしていらっしゃるというふうに思います。これは、非常に、高齢化社会の中では、どれだけの人が元気で過ごしているかっていうのは、非常に重要なことになってくるのではないかというふうに思っております。ただ、そうなってきた場合に、施設に入ってらっしゃる方っていうのは、必然的に施設に入っているわけですから、24時間365日、その方のお世話をさせていただく人がいらっしゃ

やるわけですから、ご家族にとっては安心して過ごしてらっしゃる方だろうなというふうに思います。問題なのは、やっぱり要支援255名、それから要介護914名、この方たちがどのように過ごしてらっしゃるかというのが問題になってくるのではないかというふうに思います。

今年度は、教育民生常任委員会の年間テーマとしまして、行政と社会福祉協議会の協働による福祉の充実ということで調査研究をさせていただいております。調査結果は、令和8年の7月で私の任期も変わりますので、それまでには結論を出したいというふうに思っております。ここで出しても中途半端になるのではないかと思いますので、より時間をかけてというふうに考えて、そこまで引っ張つております。

ただ、ここまでで見えてきたのが、役場の窓口に高齢者が出かけてって、手続きをしなければいけないことっていうのがたくさんあるということに気づいてまいりました。それに反して、また高齢者は、窓口に一回一回出かけていって、その担当課、担当課でお話をしているのだろうなというふうにも思っております。例えば、今、マイナンバーカードにマイナ保険証が紐づけされています。保険証が廃止になると、12月2日から完全廃止になったわけですけれど、そうなってきたときに、高齢者の皆さん、マイナンバーカードを持っていなければ、住民税務課へ行って、マイナン、当然ですけど、ネットでするっていうのは、高齢者の場合、もう100%に近い数字で不可能に近いのではないかというふうなのが私の前提の中になりますので、そうなってくると役場の窓口へ出かけていって、写真を撮って、しばらく待って、カードが届くのを、届いたら保険証を紐付けしてという、その都度都度に、高齢者、役場へ出かけていかないと、若い人だったらネットでできることができないですよね。そういうのをすごく垣間見てきました。

それに反して、今年の春からは、子供たちの相談窓口としましては、こども家庭センターというのが、みどり荘の中にオープンされました。子供たちの相談っていうのは、福祉面、それから学力面、いろんな面、生活面とかも含めまして、そのこども家庭センターで相談することが可能となったという、一元化がされてまいりました。これは非常に喜ばしいことだと思います。ですけれども、子供の数はだんだん減少していくまして、高齢者の数が増えているとは言いません、ですけれども、団塊の世代の方が後期高齢者になられて、高齢者の数は横ばいが続く状況にあるだろうというふうに思っております。そうなってきたときに、やはり高齢者っていうのも、当然ですけど、高齢者に対しても対応窓口っていうの

が一元されたほうがすごく高齢者にとっては便利がいいのでないかな。今回は住民税務課に行って、今回は福祉保健課に行って、あるいは今回は地域包括支援センターに行って、あるいはまた別の建設課に行ったり、農林課に行ったり、その人がやってらっしゃることによっていろいろな課へ出かけることがあると思いますけれども、それを何とかして高齢者のために一元化できたらいいかなと、新設できないものかなというふうに思っております。もちろん、こども家庭センターにつきまして、国からの指示ということもあることは十分理解していますけれども、高齢者にも特別にしてほしいというのではありませんけれども、高齢者にも子供と同じような計らいができたらいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 高齢者の相談窓口ですけれども、相談窓口といいますと、地域包括センターが実は担っています。これ、もう10年以前からずっと地域包括センターが高齢者の相談窓口ということで、何かあったら、そこに相談してくださいということでお知らせをしているところでございます。実際、年間2,000人を超える相談を受けています。必要なサービスとか見守りの在宅支援とかにつなげているところでございます。人数で言いますと、926人ということで、1日に直しますと、大体4人程度の方が相談してきているという実績でございます。

地域包括支援センターだけではなくて、福祉保健課とか、例えば地域づくり応援課、住民税務課もその窓口の一つというふうに考えております。福祉保健課に来てまして、住民税務課で必要なサービスがある場合は、自分で行かれるという場合は自分で行っていただきますけれども、ちょっと分からないという場合は、福祉保健課の職員が寄り添って、住民税務課まで行って、ご担当をお願いしますという形で引き継いでいますし、住民税務課からもそういったお客様が福祉保健課のほうに来て、介護のご相談とか、日程の相談とかというのを受けているのが実情でございます。

それと、議員がおっしゃるのは、包括的な支援ということについては、今、地域福祉計画をつくっていますけれども、金銭的な面とか、子育ての面とか、高齢者福祉だけではなくて、いろんな相談が、今、福祉のところで複雑化しているというところの支援窓口を立てていこうということで、その計画の中に盛り込む予定をしておりますので、そういったところから体制の充実化を図っていきたいと

いうふうに考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　今の、この場で、なかなか、じゃあ、来年4月から老人福祉課を作りますなんてことは、多分おっしゃられないと思いますけれども、現状としましての体制としましては、高齢者に対して、非常に町としては相談窓口を広げていただいて、対応していただいてというふうには、十分、思っているわけですけれども、でも、なおかつやはり庁舎にも来られない方っていうのがいられますよね。どこへ何をしに行って、何を話したら、自分は救済してもらえるのかっていうのが分からない方っていうのがたくさんいらっしゃいます。たくさんいらっしゃいますって言っても、そんなに何百人もいるわけではないと思いますけれども、そういう方というのは、誰にも、地域からも孤立していますし、もちろん家族からも孤立していたりとか、一人暮らしであったりとか、家族がいても障害があったりとかいうので理解ができない方っていうのがかなりいらっしゃるというふうに思っております。そういう方が、役場の、多分、例えばケアマネさんが、介護が必要になっていてケアマネさんが付いていたりっていうことになれば、いろんな相談は、包括へ行ったり、包括支援センターへ行って相談すれば相談に乗ってくれる、話を聞いてくれるっていうことは分かると思いますけれども、そこからこぼれている方、そういう方、例えば要介護支援、要支援にも要介護にもなっていないけれども、じゃあ、知的障害の認定も受けてないけど、じゃあ、十分な能力があるかっていうとそうではないっていう方いますよね。そういう方に対して、昔で言うと駆け込み寺っていうとおかしいですけれども、そういうところがやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。これは、やっぱり高齢化が進むにつれて、高齢者人口の比率が高くなれば高くなるほど、そういう人の目に触れない人っていうのが増えてくるのではないかというふうに想像するわけです。それを見ていると、やはり何とかして、その方たちに救いの手って言うと失礼な言い方かもしれませんけれども、何とかして、並み、人間らしい生活ができるような相談窓口っていうのが開設されたら非常にうれしいなというふうに思います。

こういった点について、それはそれで役場の福祉保健課なり包括支援センターへ来てくださいれば、それは相談に乘りますっておっしゃるのかもしれませんけども、そのこと自体もよく分かってない方がいるということをまず知っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、町の地域包括支援センター、これ、もともと社協にあったのを本庁に戻した、これは委託をしておりますが、直営でやっております。ここがやっぱりいろいろな方々の相談場所や、役場に本庁にあることが一つ大きなことだと思います。

それと、今年度から、地域づくり応援課と上志比支所、永平寺支所の強化に努めています。これは、いろいろな相談も福祉も住民税務も、支所へ行けば、その職員が相談に乗って、本庁とつなげてくれたり、地域包括ケアセンターへつなげたりということをしている、そのための、今、支所機能の強化ということは再三申し上げておりますので、これから、なかなか本庁に来られない、行けない、そういうところをやっぱ機能している。

それと、もう一つ、いざ困ったときに、社協さんや地元のお医者さんであったり、例えはいろんな公民館活動だったり、いろいろな活動している中で、大変なってなったときに、じゃ、ここは役場に相談をしたらというので、そういうふうなことも気にかけていかなければいけないなと思います。

高齢者特別の課とかそういうのではなしに、そういう相談室、役場はやっぱり駆け込み寺であるべきだと僕も思いますので、そういうどこに相談したらいいのか分からぬとか、周りの方が、この方は相談したほうがいいよとか、そういうふうな環境作りはしっかりしていきたいなと思いますので、今、そういう点でも、地域づくり応援課であったり、公民館活動であったり、いろんな課がそれぞれ活動していく中で、そういう方々に、積極的かどうか分かりませんけど、何か困ったことがあったら、一応、役場のほうに相談をするということで、役場のそういう相談窓口を、窓口というか、相談室というか、相談部署みたいのを作ることは可能かなとも思いますので。ただ、今、役場はしっかりそういった点では機能していますし、させようともしておりますし、1つずつ、例えは支所機能の使い方が変わってきたのも、そういう長岡議員と一緒に視点も併せて変えていっておりますので、また引き続き不安がない生活を送れるような環境整備を整えていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 長岡議員。

○2番（長岡千恵子君） 今の町長のご答弁から、例えば松岡地区の方でしたら、役場まで吉野御陵を含めてでも来ることは可能だと思いますけど、上志比、永平寺地区の方になりますと、本庁までっていうのはなかなか、そこに包括支援センタ

一があっても、なかなか出向いてくるのは、どうしても車の免許を返納したりとかっていうことになると難しいかなと。そういうときは、地域づくり応援課のほうへ行って、相談するっていうのもよろしいでしょうかね。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いや、もう支所で相談に行っていただければ、福祉課、住民税務課、全てが相談にしとる窓口の一元化、今、もうやっておりますので、支所へ行っていただければ大丈夫です。ただ特別なそういった手続とか、そういうのをやっぱり本庁に来ていただくか、もしくは支所とか地域づくり応援課が、その書類なりって、個人情報がありますので、やっぱ本人がっていうのもあると思いますが、その窓口はもう支所機能の強化の中に入っておりますので、現在、行っております。はい。

○議長（酒井圭治君） 長岡議員。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございました。私が懸念していましたのは、やはりどうしても高齢者人口っていうと、人口の比率は確かに松岡よりも上志比のほうが少ないかも分かりませんけれども、それでも高齢者の比率から言ったらかなり高いのではないかと。その方たちが、本庁まで行ってわざわざっていうことになると、かなり厳しいものがあるな、支所で対応していただける窓口があれば一番いいのになっていう部分から、そういう相談窓口が開設していただいたらというふうに思っていたわけです。支所でどういうふうに対応していただけるのか言っていただけたのでしたら、非常に助かると思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） そういった方っていうのは、相談に来ていただければ、何かのサービスといいますか、こちらのほうで見守りもできるのですが、なかなかそこに行かないっていうのが現状であります。その支所でもよろしいので、気になった方がおられたら、支所のほうに言ってきていただきたいです。在宅介護支援センターというのがございますので、一度、訪問するとか、何かしながら、その状態を確認して、相談に乗れるように、何かの接触が取れるような形、今、取っておりますので、何かといった情報を提供していただければ、すぐ対応させていただきたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 長岡議員。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。本庁だけでなく支所も含めて、高齢者が、そういう取り残された高齢者がいなくなるように、皆さんで、こちら

から連絡も、地域の住民として困ってらっしゃる方がいらっしゃれば、支所のほうへ連絡してもらって対応していただくとか、いろんな方法を取って、高齢者の方が1人でぽつんと寒いところに、お金もなくて電気もなくなってしまったみたいなところにいるようなことのないような体制づくりというのを、ぜひとも今後もよろしくお願ひしたいと思います。

では、2つ目に移りたいと思います。

2つ目は、昨年12月の定例会でも一般質問させていただいた件ですけれども、介護用品支給事業の改善についてお伺いしたいと思います。

現行は、現行の支援としましては、介護状態には関係なく一律で1か月2,000円のチケット制ということで介護用品の支給事業が行われているというふうに思っております。介護用品は、昨年も申し上げましたけれども、その使用量というのは介護度が高くなれば多くなっていきます。ということなので、去年の答弁では、本年度、令和7年度の介護用品支給券を配布する際に、利用者アンケートを取って、ニーズ調査を行うというふうにおっしゃっていたと思っております。アンケートの内容及びその結果についてお伺いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） アンケートの内容と結果についてご報告させていただきます。

令和7年6月16日から8月15日の2か月間に、申請に来られた309名の方にアンケートを実施させていただきました。アンケートの内容ですが、要介護度や1か月間の介護用品の利用状況、介護用品にかかっている金額について伺っております。

アンケートを通して、要介護度によって利用状況や利用金額が異なっているということが分かりました。75歳以上の認定者なしの高齢者と要支援1、2の認定者の方は、主にパンツ型のオムツを利用しておられておりまして、1か月で2,000円程度を支払っているとのことです。要介護1、2の認定者の方は、パンツ型オムツに加えて尿取りパッドも利用して、1か月で4,000円程度、要介護3、4、5の認定者につきましては、オムツと尿取りパッドを多く使用しまして、パンツタイプのオムツだけではなくて、テープ止めタイプのオムツの利用も増えていたといったことです。1か月で6,000円程度を支払っているとのアンケート結果が得られました。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　やはり私が思っていたとおり、要介護の度合いによって、その費用、使用度っていうのは、当然ですけど、変わってきて当たり前だというふうに思っております。

このアンケートの結果を基にしまして、改善策についてどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　このアンケートの結果より、来年7月からですが、支給券額の見直しを計画しております。現在は、介護度に関係なく課税非課税で分けていましたけれども、令和8年7月からは、介護度に合わせて支給券を設定する方向で、今、府内協議を進めているところでございます。来年度予算に向けて府内協議を進めているところでございます。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　そのまだ金額とかそういう細かいところは決まってはいらっしゃらないのですか。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　福祉保健課の中では想定をしていますが、まだ金額については、この場でお知らせすることはちょっとできないかなと。予算の査定もございますので、3月議会の当初予算のときに説明できたらなと思っております。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　ありがとうございます。一つだけ確認させてください。今の一一律2,000円を下回ることはありませんよね。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　支給、介護の状況によって、今、変えておりますので、そこはちょっと今の中で協議していきたいというふうに思っております。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　ありがとうございます。軽い方で月2,000円ぐらいの介護用品を使ってらっしゃる方については、2,000円を下回ってもしようがないのかなって、ある程度、自己負担っていうのもあってしかるべきだと思います。今の私の下回ることはないですよねっていうのは、例えば今まで2,000円でもらっていて2,000円ぐらい使っていた人が、もう1,000円しかもら

えなくなったときに、ちょっと、あつ、あってなるかなという思いがしたので、下回ることはないですねと申し上げたのですけども、それは、今までが十分過ぎる支援があったというふうに思っていただければというふうに思っております。ただ、やっぱ月に6,000円、7,000円ってかかっている方もいらっしゃると思いますので、その方には、ある程度の支援というのが必要なのかなというふうに思いますので、ぜひとも来年度に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

3つ目の質問ですけれども、在宅介護をしている人への支援の充実ということで質問させていただきたいと思います。

高齢者介護支援と子育て支援を比較しますと、在宅介護による家族負担を、子育てに対する家族負担っていうことで言えば、子育ては、子供たちが、生まれてきた子供は日々成長していくって、その子供に対して希望を持てる、親として楽しみがあって子育てしていくというふうな希望が持って対応していくのではないかというふうに思っております。それに引き換え、高齢者介護となれば、逆に徐々に衰えていき、家族への負担度っていうのも日々高まっていくっていうのが現状ではないかと思います。家族にしてみれば、一生懸命介護をしていても、その介護をしている人に対して希望は持てない。今よりも元気になって社会復帰ができるなんてことは、まずもって考えられないことではないかなというふうに思っております。

子供たち、この在宅で保育している子供たちに関して言えば、保護者に対して、第2子からは子育て支援金というのが支給されています。しかし、在宅で高齢者や障害者を介護している人には、そういう支援策っていうのがあるのでしょうか。もしもあるのであれば、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まず支援策ですが、介護については、町の支援策がございます。要介護度4、5の方で、在宅で介護している方、町民非課税の方ですが、月額5,000円の慰労金を支給しております。現在、10名の方が利用をしております。

障害者の方についてですが、国の制度ではございますが、障害の程度において障害者手当が支給されています。間接的ではありますが、障害する方への支援となっております。

そのほか、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、身体障害者住宅改

造・身体障害者補装具支給事業など、様々な支援を行っているところでござります。これは、本人が対象で、本人が非課税の場合は負担がなしということで、これも間接的ではありますが、在宅の支援という形になるかと思っております。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　確かに、要介護4、5の方、かなり寝たきりに近いような状態になってきているのかなというふうには思いますけれども、その方に対しては、非課税であれば、でも非課税であろうが、非課税でなかろうが、介護する人の負担は同じですよね。私が言いたいのは、非課税だから、非課税じゃないからということではなくて、お金があるとかないとかではなくて、介護する人が介護される人の面倒を見きれなくなっている事件ってたくさんあると思いますよね。せんだって報道されていましたけれども、そういった事件っていうのがたくさんある中で、町が考えてらっしゃる介護が必要っていうライン、私は、これは介護が必要っていうのは、介護保険を認定して要支援1から始まるわけですが、要支援1に認定された時点から介護が必要なラインというふうにも思っていますけれども、確かに要支援1とか要支援2では、ほぼ自分のことは自分でできるような状態なので、要介護に入ってからが介護の状態なのかっていうふうにも考えられないことはないですけども、そのライン、介護が必要となるラインっていうのは、どの程度、どこのラインを考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　ラインというこの基準というのは特に決めておりません。聞き取りの中で、自分で歩けなくなったりとか、入浴ができなくなったりとか、その排せつ、トイレですね、トイレとか食事、着替えで何らかの介助が必要になったとか、物忘れが多くなってきた場合などに、介護認定の必要性が高いというふうにお伝えをしております。介護認定を受けてサービスを利用するかどうかっていうのは、やはりご本人とかご家族の判断になってきます。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　ご本人の判断ですけど、本人ってなかなか判断できないですよね。判断能力がなくなってきているから、認知症になり要介護支援を受けるわけ、介護認定を受けるわけですよね。それを考えると、本人がしてほしいのではなくて、しなければいけないっていう、しなければ何か失敗をしてしまう。例えば、歩行では、つえをつかないと転んじゃうかもしれない。押し車を押さないと体重移動がうまくできない。これは介護が必要だというふうに私は思います。ト

イレも頻繁に失敗を繰り返すようになれば、それは、絶対、排せつの部分で介護が必要だというふうに思います。食事も同じだと思います。ご飯ですよって言って、食べに出てくるだけでは駄目ですよね、ご飯って。自分で食事が作れるかどうか、一人暮らしだったら当然ですけど、自分で食事が作れなかつたら、誰かに作ってもらわないといけないわけですよね。誰かに作ってもらわないといけないってことは、その人を支援する人が必要だというふうなことになってくると思います。自分で食べられても、後片づけ、ちゃんときれいにできるか、できない人もいると思います。そういった部分を考えますと、その介護認定だけでは、その人が、ずっと長年、生活してきた環境によっても変わってくると思います。例えば、女性の方で、今までずっと家事をやってらっしゃって、火を使うことはちょっと不安なので、IHに替えれば、ちょっと家事の安全性は保てるので、ちょっと簡単なものだったら食事作れるよねっていう人もいらっしゃると思います。ところが、その人よりも、全然、介護度が低くても、男性の方でそんなことやったことないと、できないという方も、男性だから女性だからっていうわけではないんですけど、その生活環境によって変わってくるのではないかというふうに思います。だから、そこのラインっていうのは、ラインを引くわけではないけども、非常に難しいなって。そのご本人そのものの考え方、その生活に対する考え方、やってもらいたい、自分ではもうしたくないっていう人もいれば、もう何もできない、やればやっただけ失敗するけれども、全部自分のことは自分でやりたいと思っている人、いろいろだと思っております。

その中で、やはりそれは、周りにいる人が、どの程度介護が必要なのか、どの程度手助けが必要なのかっていうのを、やっぱ見ていく必要があるのではないかというふうに思っています。介護認定を受けてらっしゃっても、1人で暮らしてらっしゃる方、たくさんいらっしゃると思います。ここでは、何人いるのかお聞きしようと思っていたのですけど、そのことよりも、まずはやはり介護者っていうことの、介護をする人への、何て言いますかね、支援っていうのが、取りあえず必要なではないかなと思います。

国は、在宅で介護をして、在宅で看取りをということを推進していますけれども、在宅で介護されている人の中でも、今、申し上げましたように、要支援1もいれば、要介護5の人もいるということから、介護の負担っていうのも、その量っていうのは、かなり差があると思っております。

昨今、在宅で介護している人の中には、非介護者による殺人という悲惨な事故

がマスコミで報道されているのは、先ほど申し上げたとおりです。この要因は、介護することの大変さに行き詰まり、心身ともに疲労こんぱいしたことによることが一因ではないかというふうにも思っております。

こういった在宅で介護している人に対して、支援する必要があるというふうに私は思っております。在宅で介護している人が心身ともに健康に暮らせる支援と工夫が必要ではないかというふうにも思っております。それは経済的なものもあれば、身体的なもの、心理的なものなど、その人に応じた多様なものということを考えられます。この点について、町はどうお考えになるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 最初の介護認定のラインのところですけれども、そういったお話っていうのは、包括支援センターが非常に小まめに聞き取りをしておりまして、家族の状況とか、どういうふうなところにサービスが必要かっていうところを詳しく聞き取りをしております。それによって、いろんなサービスのところにつなげ、こういう介護認定を受けたほうが、家族的にも負担が減りますよっていうようなアドバイスをさせていただいている状態でございます。ですから、何かそういったことが起こった場合は、いつでも福祉保健課でも地域包括支援センターでもよろしいのでご相談に来ていただければというふうに思っているところでございます。

それと介護者についてですけれども、介護者の方にとっては、例えば経済的とか身体的とか心理的な悩みというのは、それぞれのパターン、家族状況によって存在すると思っています。町では、そのような介護している中でのお悩みを聞き、同じ悩みを抱える人と話し合う機会を作る、家族介護交流事業というのを行っているところでございます。この事業につきましては社会福祉協議会のほうに委託をしております。年3回から4回の行事を実施しております。今年度は、駅前を散策したりとか、介護技術の教室をしたりとか、お正月の花の寄せ植え教室などをしてコミュニケーションを図って、いろんな情報交換しているとか、そういうことをしています。介護している方なら誰でも参加できますので、お気軽にお声をかけていただければというふうに思っております。

また介護のちょっとした悩みであれば、先ほどと重なりますけれども、高齢者の相談窓口となっております地域包括支援センターにご相談いただきたいというふうに思っております。先ほどと同じように、相談員が丁寧にいろんなことを、家族の背景とかそういったことも聞きながら、いい前へ向かう方向に答えを見つ

け出していくような体制を取っているところでございます。

また認知症カフェっていうのがございます。これも、介護者、専門医、地域住民の方が気軽に集まれる場所となっておりますので、ここでも情報交換や交流ができるようになっております。

そのほか、ケアマネジャーさんなんかは、介護の状況を非常に詳しく把握している方でもございます。介護者の負担軽減を目的とした介護サービスも計画の中に盛り込んでいるという実態でございます。介護度が高い場合とか、中心となつて介護を担っている人ほどストレスが大きくなるという傾向がございますので、ご自身の状況に何か変化があった場合は、すぐに相談していただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○2番（長岡千恵子君）　ありがとうございます。介護している人、お金が欲しいからやっているわけではないと思っております。やっぱり自分の家族、特に老老、奥様がとか、ご夫婦で相手の方を介護してらっしゃる、あるいは親子で介護している、その中でもどちらかと言うと、親子でも、うちもそうですけれども、老老介護です、正直言えば。我が家で言えば、うちの母は101歳ですし、私は71歳ですから、完全なる老老介護です。紛れもない老老介護と自覚しております。その中で、やはりどちらかと言うと、うちの母なんかは、自分のことは自分でしたいタイプですので、私が手を、いっぱい何でもしてしまうと、非常に文句言われることが多いですけれども、せんだって、こういうことを言われたことがあります。何が気に入らなかったのか分かりませんけれども、いつ死んでもいい人間がいつまでもいつまでも生きているから、おまえは気に入らないだろうねって、本人から言われました。私は、そんなこと思っているっていう思いがしましたけれども、落ち着いて、その言われたときは、「わあっ」と思いましたけれども、後でよく考えてみたら、心のどこかにそういうのってある。今まで続くのだろうって、死ねばいいと思っているわけではないですけれども、この状態が今まで続くかなという不安みたいなものが、絶対に、これは、どなたもお持ちになることだらうなって思いました。たまたま我が家は若い者もおりますので、若い者ももうそれを聞いていましたので、そのためにショートステイがありますよ、だから、そういうときは、2日でも3日でもショートステイに預けて、リフレッシュしたほうがいいよっていうことを言ってくれたのですけれども、じゃあ、本人がそれを望むか、私じゃなくて、うちの母がショートステイに行くことを望むかっ

て言ったら、100%望んでいません。私は、私の行くところではないと思ってると思います。じゃあ、そうなったときに介護者はどこでリフレッシュしたらいいのかなっていうふうに思っています。そういう場っていうのがいろんな場面であると思いますけれども、特に寝たきりで介護度が高くなった方を介護していらっしゃる方っていうのは、なかなか家を離れることも難しいので、認知症カフェだとか相談窓口があるって、そこへ出かけていくことすらままならないのが多いのではないかと思いましたので、今回、そういう方のために何とかして支援できることがあればやっていただくほうが、この永平寺町で安心して暮らせる高齢者が1人でも多くなるのではないかというふうに思いました、一般質問させていただきましたので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思いますが、もし、今、申し上げた希望についてご意見があればお伺いさせていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、いろいろ社会課題といいますか、いろいろ少子高齢化、高齢化社会になっていくに伴つていろいろな課題が出てきております。今、議員の今回ご提案されたのも大きな課題の一つだと思います。町もやっぱりこれまでいろいろな介護のサービスであったり、先ほどあった診療所であったり、またいろんな支援事業であったり、支給事業であったり、そういった対策も時代に合わせるように進めてきました。今、ご提案っていうか、要望いただきました点についてもやっぱり大きな課題だと思いますので、また福祉課だけではなしに、関係課と話し合いしながら、今度、介護されている方に目を向けた何か政策ができるかということをまた考えていきたいと思いますので、またいろいろなご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（酒井圭治君） 長岡議員。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。私みたいに悩んでいる人、たくさんいらっしゃると思いますので、ぜひともその人たちが心身ともに豊かに暮らせるような、そういう町であってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

午後は、1時15分再開ということになります。

（午前11時48分 休憩）

(午後 1時15分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、3番、川崎議員の質問を許します。

3番、川崎議員。

○3番（川崎直文君） 3番、川崎直文です。今回の質問は、二つお願いしたいと思います。一つは、空き家を利用した定住の推進ということです。2つ目が、支障木伐採事業の継続ということで二つを取り上げます。

まず、空き家を利用した定住の推進についてということです。この推進については、第2次永平寺町総合振興計画後期基本計画の第5章 快適でうるおいのあるまちづくり、第4節 人口減少対策の5つも施策が設定されております。そのうちの一つが、空き家対策・有効活用ということです。これ、定住ということと、それから空き家対策というものをうまく結びつけて取り組んでいくということです。

最初に、この空き家を利用した定住の推進ということで、今年度、令和7年度の予算ベースでしっかりと捉えております。移住定住促進事業ということで、いろんな支援が予算計上されております。その事業補助金について、補助制度について、どのような状況であるのかということをまず確認したいと思います。

ちなみに令和6年の決算のところで、この移住定住促進事業についての見直し点というところで記述があります。新築住宅への補助実績が減少しているため、補助制度の分析及び見直しが必要であるというコメントがあります。

いろんな制度がありますけども、どうしてもその新築に対するその補助っていうのが少なくなってきたら、この補助制度の分析をして見直しが必要というコメントもあります。こういったことも踏まえて、移住定住促進事業の今年度の事業の進捗状況、またその課題はどうであるのかということを確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 移住定住促進事業のうち、空き家の利活用に対する補助事業というのは、今、移住定住、移住促進に向けた空き家解体及び撤去補助事業撤去補助金と、空き家対策居住環境整備補助金、あと空き家家賃支援事業補助金の3つがございます。

この1つ目が、解体及び撤去補助金ですけれども、これ、創設が令和5年度か

らでございます。それから全て計算しますと、これについては、1件30万の実績しかございません。こちらのほうは、ちょっと来年度の予算のほうを見直していかなければいけないかなと考えております。

2つ目の居住環境整備補助金につきましては、令和5年度からの創設で、6件ございまして、120万円の実績がございます。

それから、空き家家賃支援事業補助金につきましては、これも令和5年度からですけれども、11件の実績がございまして、168万2,000円の実績でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） 特に解体撤去補助金というのが、なかなか、皆さん、使ってもらっていないということで、先ほど申し上げましたように、補助制度のいろんなその実績の分析、次にこういった補助をやっていこうという取組が必要なんじゃないかなと思います。また引き続いて、いろんな実績を踏まえて、補助の内容を変えていっていただきたいなと思います。

それともう一つ、こういった補助事業があるということが住民の皆さんになかなか届いていないのではないかっていう思いがあります。永平寺町の広報誌3月号で、この空き家対策の特集を組んでおります。空き家を放置せずに早めにしまう、生かすという行動を取りましょうというタイトルですね。「いま考えよう、空き家のこと」をということで、特集記事を出しております。こういったいろんな補助制度、空き家、いつまでも放置しないでよねっていう、有効利活用しようということ、やはり住民の皆さんに周知していただくってことが大事なんじゃないかなと思います。今、紹介しましたように、広報でもしっかりとPR、周知していくことと、またその都度、その必要と思われるその地域、ところに、個別にどんどんPRしていかなければいけないのでないかなという思いがあります。この点についてはどうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 広報の一つとして、年に3回、空き家に関する無料相談会というのをさせてもらっておりまして、それも、今年ですと、3回、6月、9月、今度12月と、3回やっているのですけども、そのたびに広報に空き家の利活用をしませんかということで広報させてもらっています。地域を限定といいますか、必要なところにというお話がございましたが、一応、広

報でもう全ての地域にお知らせさせていただくということで、私どもとしては、一応、対応しているつもりでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） いろんな補助事業、しっかり予算で計上していますけども、それをいかに使いこなしていくかということで注力していただきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、当初予算に関わる主要事業の移住定住促進事業のところで紹介されています。永平寺町PRセンターとして、町の魅力を発信してもらう事業、それから2つ目ですね、移住センターを運営の中心とした移住者交流会というこの設定をしております。移住者交流会、それから町の魅力というのは、今までも取り組んできているわけですけども、今回設定したその事業の内容について説明していただくことと、どういった実績があるのかということをお知らせください。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） まず、魅力発信事業でございますけれども、本年度9月から、永平寺町を舞台に、新しいことへ挑戦する若者を応援するとともに、本町で輝く人、もの、ことの魅力を発信していくことを目指しまして、ココカラットプロジェクトというのを開始しております。現在、メンバーが13名ございまして、これまでにはキックオフミーティングとかSNSセミナーなどを開催しまして、魅力発信に向けた準備を整えてきております。今後は、メンバーと連携しながら、SNSなどを通じまして、永平寺町の魅力発信を実施していくという予定でございます。

それから移住者交流会につきましては、本年度、移住センターが中心となりまして、2回開催してございます。延べ39名の参加がございました。中には6名ほどの地元の方もいらっしゃいまして、地元の方のご協力によって、伝承料理の試食会とか、移住者でいらっしゃいますDJの方による音楽イベントなんかを開催しまして、移住者のみならず、町民との交流も深めてございます。地元の人からは、移住者とのつながりができてよかったですっていう声もありますし、移住を検討していらっしゃった県外の方が、たまたまですけども、この交流会のことを聞きまして、参加されたと。最終的に他の市町と比較して、永平寺町に移り住んでくれたという実績もございます。

それから昨年度ですけれども、福井県立大学の経済学部杉山ゼミの協力の下、

永平寺町の魅力紹介マガジンとして、「あそぼう、まなぼう、くいしんぼう！」という雑誌を作成しました。永平寺町の永平寺町版空き家メタバンクの中で公開しております。移住を検討している方なんかに、周辺のちょっとした情報なんかが載っておりますので、その後押しになっているかなと考えております。

引き続き今年度も、第二弾として、ゼミ生の方が、今度は永平寺町とか永平寺上志比地区のスポットを中心に取材を、現在、進めておりまして、それらも合わせまして一つの冊子にして作りたいと。これ、9月議会でご了解いただいているものですけれども、この冊子を作りまして、東京、大阪、京都、名古屋の福井UTURNセンター、移住定住を考えてらっしゃる方がおられるところに配布して、移住促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） ココカラプロジェクトというのは、これ、確か1回目の会合が志比北小学校の休校のところでやったということで。議会からは、楠議員も参加しているのね、分かりました。これ、しっかりとまた進めていっていただきたいなと思います。それから、3番目に紹介のありました魅力紹介マガジン「あそぼう、まなぼう、くいしんぼう！」いう、これ、移住定住のところを開くと、これ出てきますね。これ、UTURNセンターに配布して、東京、大阪の方に紹介ということでいいですけれども、これ、やはり自分たちの町の魅力って何なのかなっていう、これ、ぜひとも地元の皆さんにもPRしていただきたいなと思います。非常に大事なことですよね。自分たちの地域って、あっ、これ、すごく魅力的だよねって。じゃあ、移住定住する方、来てくださいよっていう、その人にもよるのですけれども、知人にもまた親戚の人にも紹介していくのでないかなと思います。こういった情報の伝え方っていうのも大事なんじゃないかなと思いますので、一つ提案をさせていただきます。

それでは、次の質問いきます。

総合振興計画後期基本計画の中に、町内の空き家を短期間の田舎暮らし体験や交流施設に活用できるような仕組みを作りますということで、この総合振興計画の中に記載があります。これ、具体的に、どう実現しているのかというところを確認したいと思います。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 町内には、今、空き家であった建物をゲストハウ

スとかシェアハウスとして活用しています。このまん間さんという方とか、空き家を改修してワーキングスペースとして利用することができますネコンチっていうお店とかもございまして、こちらですと、移住者の方が交流して、ヨガ体験なんかもするっていうこともされています。こういった交流の場が設けられています。これが、民間の方が、暮らし体験などとして空き家を活用しているような状況でございます。また、空き家を活用した民泊に関する問合せなんかも、今、増えておりますので、そういう空き家をご紹介したりしている状況でございます。

こういったことから、まずは、民間の方の自主的な取組っていうものをちょっと大切にしていきたいっていうふうに考えておりまして、それを後押しする意味でも、永平寺町の創業支援空き家空き店舗利活用推進事業補助金、まずこういったものを町として創設しまして、対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） この振興計画の中では、行政が主体になってそういう何か仕組みをつくるのかなと思っていたのですけども、それよりも民間の方が何件かやっているというところ、せっかくですから、そういう方にもどんどん支援していただいて、やはりこれも外に向かって、こういう民泊、そして田舎体験、農業体験できるという、その情報の伝達のお手伝いも非常に大事なんじゃないかなと思います。

これも、先ほど言いましたように、こういった情報っていうのは、町内の、今、住んでおられる方っていうのはあんまり把握されてないですよね。これも同じように、もう町内に皆さんにPRしていただいて、こんなあるよというのを、やはり東京、大阪の親戚の人にも伝えていくっていう、これが非常に大事なんじゃないかなと思いますけども、そこら辺はどんなふうに考えておられますか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 今・・・話に出てきましたそういう情報、各課のいろんな情報がありますので、またそういうところを町民の方にお届けできるよう、広報誌の中で、どのようにうまく・・・いけるか、そういうこともありますし、ケーブルテレビとかユーチューブ等もございますので、そういうふうな発信ツールを使いまして、町民の方に広く永平寺町を、町民の方が町のことを知っていただけるような発信の仕方っていうのも工夫してまいりたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 広報誌では発信しています。ただやっぱり関心を持たれてい
る方、持たれてない方によって、その見方が変わってきてしまう。あわせて、今、
じゃあ、1枚1枚、広報誌とは別に全戸配布とかっていうやり方ありますが、今、
これ、区長の会のほうからも、やっぱりできるだけ配布物は少なく、広報誌でま
とめてほしいという声も出てきている。また情報発信もLINEとかも使ってや
っている中で、やっぱり先ほどのいろいろな福祉の情報発信の話もあります。い
ざ自分がその立場になったときに、初めて情報を取りに来るっていうのがあって、
その必要になったときに、いかに取りやすい環境を作ておくかっていうことも、
今、大事だと思っておりまして、それがホームページだと、ただLINEの場
合は、いきなり見てもどこに何書いているか分からぬとかありますので、ただ
いろいろな形で関心を持ったときにアクセスしやすいような環境というのをやっ
ぱり作っていくことが、今、必要かなと思っておりますので、これ、アナログ面、
デジタル面に合わせてしっかりやっていきたい。ただ、今、毎朝、課長が集まつ
て、情報共有会議というのをやっております、毎朝ではないんですけど。そこで、
各課の課題とかいろいろのを出し合って、じゃあ、これは、例えば、生涯学習
課と農林課と一緒にちょっと情報発信していくとか、そういう横の連携は密に
取っておりますので、来年から週一回にしてこうかって話もありますが、もうち
ょっとやってもいいかなと、今、思いましたので、情報発信共有会議も含めて連
携を取って、さらにそれを外に出していきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） いかにその情報を提供するかということですけども、さっき、
町長が言われたデジタルという捉え方と、やっぱりアナログというところが非常
に大事なんじゃないかなと思います。私、思うのに、ちょっと私の地域ですけど
も、志比北振興連絡協議会、これ、毎年一回、町長と語る会というのをやっ
ています。そこに参加するのは、地区の区長さんはじめ、いろんな団体の方が出てく
るわけですけども、そういう対面の中で、ここぞというものを、例えば、志比北
地区でこういう空き家があるでしょう、うん、こういう利活用ができますよとか、
何かそこで一言言っていただくと、皆さん、あっ、そうか、じゃあ、その情報を、
今度、取りに行こうかということになりますので、何かそのきっかけというのが、
この情報の中で必要なんじゃないかなっていう。情報を出すサイドで見るのでな
くして、受け取り手側が、いかにその気になるかっていう、これが非常に大事な
んじゃないかなと思います。一律で広報するというのではなくて、スポット的にど

んどんやっていくという、何かこんな手法が有効じゃないかなと思います。一つ、よろしくお願ひします。

次の質問にいきます。

空き家の有効利活用ということで、今年の5月に、町と福井コンピュータスマート株式会社が連携協定して作りました永平寺町空き家メタバンクという、これ、今、実証事業ということで運用されております。この状況と、この永平寺町空き家メタバンク、これからどのように運用していくのかということを確認したいと思います。

○議長（酒井圭治君）　えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君）　今、議員おっしゃっていただきましたメタバンクにつきましては、5月にサイトを開設しまして、それ以降の閲覧数でございますが、11月末現在で、6,215件、月平均にしますと、890件ぐらいございます。9件物件を載せてありますけれども、うち2件が成約ということで、販売につながったということでございます。

メタバンク自体の数、どんな情報もそうですけど、日を追うごとに少なくなってきて、閲覧数が減ってきていますので、実証事業として、今年度、令和7年内、12月末までの実証事業だったのですけれども、福井コンピュータさんのご協力でもって8年3月、来年3月まで実証事業を延長します。その見てもらうための対策として、ホームページ上の見せ方というのをちょっと若干工夫しまして、さらに見てもらえるような形で進めていきたいと思っております。

ただ、この効果で、バンクのほう、メタバンクではなくてバンクのほうの閲覧数というのは、去年の月平均が大体800件から900件だったのに対して、メタバンク開設以降は、月1,000件以上は超えているということで、そちらのほうの効果も、メタバンクとしての効果もあったかなと思っております。

実証事業、来年3月の実証事業終了後ですけれども、維持費用、維持管理していく費用とかもかかりますので、こういったものに対して、補助事業の活用なんかをできないかということで、県とかの調整もしております、そういったことを見極めながら、また当初予算でお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君）　川崎議員。

○3番（川崎直文君）　非常に見てみると、今の空き家で何か4つの好みのモードを押すと、AⅠは、5秒後にこんなふうになりますっていう、何かすごくやっている

て楽しいものですよね。これをきっかけに、こんなやつたら、これやっている永平寺町でちょっと住んでみようかという気持ちにもなるのでないかなと思います。

5月に連携で、この実証事業を始めるときに、長瀬課長のコメントを確認します、具体的なイメージを持ってもらい、空き家の活用促進につなげていきたいということを心強く言っておられますので、今後も続けていっていただきたいなと思います。期待しております。

空き家の利活用での定住の一つの目標指標が示されております。総合振興計画後期基本計画のところで、空き家を利用した定住件数、空き家に入った定住者の方いらっしゃいます。この件数を、令和8年度で20件、この20件というのは、5年間での累計の件数です。この目標値の今の状況、それから、来年度がこの最終目標年度になります。その達成の見込みはどうなのかということを確認します。まず、それをお願いします。

○議長（酒井圭治君）　えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君）　令和4年度から8年間の5か年間の計画は20件でございます。令和4年度から7年度の現在までの数は37件ということで、約倍近く目標を超えていると。当初目標を設定したときは、年間4件ぐらいだったので、5倍の20件という目標だったのですけども、その後の状況、移住に対する世の中の状況が変わってきたのか、件数が年間10件を超えるようなことも出てきましたので、令和6年、7年と12件、11件で、もう超えてますので、来年度もまた増えるのではないかと考えております。具体的な数字は分かりませんけれども、既に目標は超えているということでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　川崎議員。

○3番（川崎直文君）　すごいですね、やっぱり20件に対して37件っていうのは。いろんな計画で目標値持っていますけども、この数、達成っていうのはすごい。これも、さっきの意気込みで、さらにそのメタバンクでどんどん増やしていくから、これ、やはり定住する方は目標値を上回るっていうのは、何かやっぱりあるのですよね。どう見ておられますか。

○・・・　えい住支援課を作ったから。

○3番（川崎直文君）　そうですか。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱりこの空き家とか移住定住問題について、えい住支援課を設立して、やっぱりここは、このやっぱり移住とか定住とか、ここは一つの町のいろんな投資の取組の一つの成果といいますか、それだけ移ってきた、交流人口とかもそうですけど、この一つの成果が、本当にえい住支援課の職員がいろんな視点で、さっきもありましたように、やってみて、もしかんまり使われてない事業やったら、すぐ切り替えていくとか、時代に合ったニーズに合わせていくとか、最先端のことを取り入れていくとか、そういういろいろな取組が・・・。ただえい住支援課ではなしに、ほかの課も、やっぱりどういうふうに人口減少に立ち向かうかというのを常に考えながら、みんなで情報共有しながら進めていっているのが、今、一つの成果に出てきているのかなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） すごい勢いで定住が進んでいるということですから、またさらに注力していただいて、人口減少に歯止めをかけて、さらに全国でもそういう市町がありますので、次は、もう永平寺町だということで、一つ頑張って取り組んでいっていただきたいなと思います。

それでは、2つ目の質問ですね。支障木、障害となる木ですね、この伐採事業ということで、これをぜひとも継続しましょうということでの確認の質問です。

今年度の新しい事業として二つあります。町有地の支障木伐採事業、町有地ですね、ここの障害となる木を伐採しましょうというのが一つ、それから2つ目が、道路支障木伐採事業ということで、この二つの取組が行われております。

いずれにしても、これからまた雪のシーズンになるのですけども、雪が降ると、木が折れる、竹が道路に覆いかぶさるということがあります。それから、災害が出ますと、どうしても倒木ということです。具体的には、そこにかかっておりまます電線が断線してしまうということで停電ということ。それから道路に倒木または竹が覆いかぶさるわけですから、交通の障害が起きるといったようなことが想定されています。このような安全安心ということの一つの対策として、支障木伐採事業というのがあります。この実施の状況と、それから、今後、どんなふうにして継続していくのかということで確認をさせていただきたいと思います。

今年度のこの二つの事業について、どういう状況であるのかということを、まず、確認させていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） それでは、まず、町有地支障木のほうからお答えい

たします。

町有地支障木伐採事業につきましては、本年度、契約管財課の主要事業として、町有地内の樹木を伐採し、適正な管理を行う事業として行っております。

令和7年度の実施状況につきましては、けやき台地区東側の町有地から国道364号にせり出した樹木、けやき台地区内の町道にせり出した樹木、こちらが、先ほど議員さんおっしゃられたように、降雪や台風などの災害が発生した際に倒れ、電線の断線や交通障害を引き起こすことを未然に防ぐために、県、電力会社の補助金を活用し、5月から10月末までに伐採を行いました。工事費は877万8,000円でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、道路支障木伐採事業の実施状況についてご説明いたします。

町が事業主体として行います道路支障木伐採事業は、今年度、町道鳴鹿柄原線の北側を520メーター施工いたしております。また町道支障木伐採の支援事業の補助金、こちらにつきましては、農林課所管の山際森林整備事業補助金の対象となる地域森林計画区域以外を対象としたもので、今年度からの新規事業として、支障木の所有者もしくは管理する地元組織に支援する補助事業として創設したものです。現在の補助件数は相談件数としまして3件あります、実施地区は1地区となっております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 農林課のほうですが、道路の支障木支援補助につきまして、山際森林整備事業補助金もご活用いただいております。この補助金につきましては、森林環境譲与税を活用したものでございまして、交付上限が30万で、補助率が10分の10となっております。対象としましては、永平寺町の地域森林計画内の私有林で、人家や重要インフラに隣接する山際の危険木の伐採等を対象としております。

道路の支障木の伐採を含めた過去3年間の実施状況としましては、R5年が17件、R6年が15件、R7年ですけど、本日までの件数ですが13件となっております。なお、この補助金につきましては、今後も自然災害の未然防止のため危険木の伐採や間伐の支援を姿勢まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 先ほど、町有地支障木伐採で補助金のほうを使った
ということで、ちょっと補助金のことについてお話しさせてください。

まず、福井県、また北陸電力それぞれ、まずその支障木であります、こちら、
孤立集落を招かないように、今で言う交通障害であるとか、電線の断線を未然に
防ぐっていう対象として、今回、その現地のほうでは、工事費は877万8,000円でございますが、補助対象経費は308万7,000円という補助対象経費でございます。こちらの補助率でございますが、3分の2が補助率となっておりまして、205万8,000円の補助金を活用して行った事業でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） 個別の今回の町有地でのその事業、それから道路関係での事業、これ二つあるわけですね。町主催の工事と、それから地元から出てくる要望に応じて補助金で実施する工事ということ、それからもう一つは、山際森林整備事業ということで、これ、農林課テリトリーの事業があるわけです。いろんな事業がありますけれども、実際、やる場合に、これらの事業、3つの事業をしっかりと組合せして、この道路で、もう支障木があるから何とかしてほしいよね、うん、この規模だったら、町単の、町の事業でやりましょう、これぐらいの規模だったら補助事業でやりましょうというような進め方をしていただいたらいいのかなと思います。

実は、今年やっていただきました、その鳴鹿柄原線、これ、町道ですけれども、三鹿地区から下浄法寺区間、ここは山際ですね、北側のほうをきれいにしていただきました。これ、町の事業ということで取り組んでいただきました。これ、通称サヤマ街道っていうのですけれども、ここも、昨日、近助タクシーで通っていたら、乗っているお客様が、えらいサヤマ街道のその北側きれいになったよねっていう、これ、見たら分かりますよね。その次に出てくる言葉が、ところで、川崎さん、南側は、これ、何とかならんのですかねっていう、やっぱり地元の意識からすると、そういう話になります。さらにそのサヤマ街道いいけれども、柄原のほうへ行くと、ここの場所も同じ町道だけども、ちょっと木が、枝が出ているよねっていう、そういう話も出て、ここ、何とかならないのかねっていう、そういう話がどんどん出てくるわけですね。私の立場としては、サヤマの反対側は、今度、

またいろんな事業をやっていますから、それでちょっと見ていきましょうねっていう、これも先ほど申し上げましたように、住民の方に、せっかくいろいろと事業をやるのですけども、なかなか伝わってないということが一つあります。

さらに考えていきますと、どこを中心によつたらいいのか、どこを優先課題としてよつたらいいのかっていうのは、やはり町道路線のその住民の方の、またヒアリングもやっていただきて、本当に住民ファーストからしたら、ここのことろがいいですよねっていう、こういう取組をしていただくと、しっかりやるよねという答えもできますし、それから、これ、大事なのが、やはり地域住民が自分たちの道路を、地域を、いかにすごく生い茂る木から守っていくという住民意識、それをどんどん提案していくという、そういう風土が大事なのでないかなと思います。非常に分かりやすい、その地域にその支障木、木だけじゃなくして、これ、竹もあるわけですよね。そういうものを、住民の方が一人一人、常日頃、サチしながら、行政のほうに提案していくという、そういう流れになつたらいいのでないかなっていう思いが、今回の支障木の伐採工事を見ておりますと、そういう取組を一つやっていただきたいなという思いがありますので、一つ提案させていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、やっぱり支障木については、これまで多くの課題の中で、最初に整理しないといけないのが、町有地にある支障木は、町が管理する、私有地にある支障木は、その所有者の方にしていただく、もちろん山林もそういうふうになります。ただこのいろんな課題、問題が出てくる中で、支障木の課題というのが大きくなっている中で、まずは、永平寺町は、森林環境譲与税を使う、これは、多分、日本でも早かったほうだと思います。道沿いとか線路を切断してしまう環境森林譲与税を使って、山際整備をしましょうっていうことで、この森林環境譲与税を充てさせていただきて、これ、結局、今、全国でいろいろなところで取り組まれる施策になりました。ただ、この森林環境譲与税を使える範囲が山際で、道が走っていますと、その上側は森林環境譲与税対象になりますが、道の下側、今、サヤマで言うと、北はオーケーですが、南側はこの森林環境譲与税の対象にならないということで、じゃあ、どうしてつたらいいかということで、今回、建設課のほうで、道路支障木伐採事業というのを作りました。これ、やっぱりおっしゃるとおりで、景観であったり、安全性であったり、そういったのをしていくために、できなかつたところの次の段階で、この建設課、こっちは

道路管理になりますので、ちょっと山際のほうは上限30万で、建設課のほうで20万が上限で、ちょっと差はあるのですが、地域からの声が上がれば、町は支援していこうというのを作りました。今、その支障木の相談はありますが、建設課、農林課に来ても、これは、農林課の案件ですよね、建設課の案件ですよねって、これはお互いが話し合って、申請を出してもらって、ただやっぱ、今、お話を聞いた中で、申請書類を、よく似た形式にしていくのも一つのやり方かなと、今、思いまして、今、この支障木については、いろいろ取組をしていく中で、今、この二つの事業、また町有地が荒れてしまっているところは、またそういう補助金を利用して対応している。あと県管理、国管理のところは、しっかり県、国に、そういう支障木の伐採を、今、お願いしていっているという状況ですので、ちょうど、今、過渡期にあるかなと思います。しっかり整理して、ちゃんと環境が整うような体制をより一層頑張っていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） いろんな補助事業があって、そこはまた整理整頓しながら取り組んでいっていただきたいなと思います。

私が申し上げたいのは、やはり住民一人一人が、ただ何か困っていらっしゃって、行政、何もやってくれへんねとか、そういうのではなくして、そういう事業があるから、どんどん行政のほうに提案していく。これは、個人的にも提案するのは大変で、地域として、自分たちのその道路、それから生活環境を守っていくと。どこが悪いのかという課題の抽出から自分たちでやりましょうというような動きを取りていかなければいけないのでないかなと思いますので、またそういったような動きも行政サイドで取っていただきたいなと思います。

往々にして、ちょっと私の立場で、いろんな、これ、何とかならないのかなっていうので、中継ぎ役をして皆さんに相談していますけども、それをどんどん広げていく工夫はないのかなということで、はい、ということで、はい、何かはいって、私、返事しましたけども、はい。またそこの考え方お願いします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ただ、基本は分かっていただきたいのが、その支障木、所有者の所有地の方の責任を持って管理していただくというのがもう大前提になりますので、個人の所有のあそこの木を役場に切れとかっていうのではなしに、ただそういうのを何とか支援して、近隣の皆さんに支障がないようなお手伝いをしますよというのが、こういういろいろな事業ですので、また皆さん、そういったお

話がありましたら、責任はその所有者の方ですけど、それを伐採とか、結構、補助率も100%とか、そういういい補助率になっていますので、ぜひ町のほうも啓発して進めていきますし、地域の方でも、ちょっとその方に話して、これ、町に申請したらと言っていただければ、しっかりと対応させていただきますし、またいろんな形で情報発信もしていきたいと思いますので、区長会の案内とかにも入れさせていただいて、いろんな形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） 繰り返しになりますけども、今、町長、言われたように、地域として、その持ち主に何とかしてくださいねって、何かこう、こういう動きが大事な、それも全て行政にやってくださいとかって、そんな動きではないので、地域としてのやっぱり一つの課題を共有して、その所有者である、または地主さんである人にお願いするという、こういう動きに取っていかなければいけないのでないかなっていう、この支障木伐採工事を進めていく上で、地域の役割って何のかっていうところを、もう一回、しっかりと、地域の皆さんも、また行政の皆さんも指導していただいてやっていったらいいのではないかというのは一つの提案で、はい。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほどの長岡議員の質問でもあったように、やっぱり駆け込み寺って、僕、必要だと思います。これが、地域づくり応援課であったり、役場であったり、どんどん相談していって、ただ、できることはできないとか、ここはしっかり言わせていただきますけど、こういう事業があるので利用してくださいとか、県に一回、聞いてみますとか、そういったのがありますので、役場、支所でも地域づくり応援課でも、またその所管課でも、いろんなところに聞いていただけますと、また横のつながりでしっかりと応えられるように、何かサポートできればなと思いますので、またよろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 川崎議員。

○3番（川崎直文君） この支障木伐採事業、これからも継続していくということで、そして効率の良い工事をやっていく、着手するまで、やっぱり地元としてどう対応していくのかというところも考えて進めていかなければいけないのでないかなと思います。

以上で、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

明日、12月10日は、午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひいたします。

本日は、どうもご苦労さまでした。

（午後 2時00分 延会）